

第一編 地域社会の概観

第一章 位置・地勢・境界・面積・地質

一、位置と地勢

川内町は、愛媛県のほぼ中央に位し、道後平野の東端にあつて、北部及び北東部は高縄山脈の連山を境として温泉郡重信町及び周桑郡に続き南部は四国山脈の支脈があり、善神山を初め一、〇〇〇米以上の高峰を連ね上浮穴郡に接し三方が連山に囲まれている。西は重信川を境として道後

〔主なる山〕

山名	位置	標高 m
善神山	大字井内	1,284
白猪峠	河ノ内	1,129
井内峠	井内	1,088
面木山	滑川	1,089
大熊山	井内	905
黒森	滑川	905
経座森	松瀬川	736
皿ヶ森	松瀬川	641
塩ヶ森	南方	526

平野に展開し平地は北及東の山裾から重信川と表川の合流地点にひろがる台地で、ここに多くの耕地と部落があり、その他は各河川の流域と谷間にある平地に耕地と部落が細長く連つている。

河川は連山に源を發する井内川、表川、本谷川、渋谷川、宝泉川等各部落の中央を流れ重信川に合流し、滑川及土谷川は各滑川及土谷の部落を流れて中山川に合流して、七八五町歩の耕地灌溉にその水量がそがれている。

〔主なる河川〕

河川名	川中	水位 m	流路延長 km	流域面積 km ²	備考
重信川	三〇〇	なし	四〇	一三〇〇	川内地区は表流
表谷川	二〇〇	〇・五	二・六	二五・五	
本谷川	三〇〇	〇・五	五・二	一九・八	
渋谷川	六〇〇	〇・三	一九	三・五	
宝泉川	六〇〇	〇・三	四〇	四・五	
滑川	一五〇	〇・四	五	一五〇〇	
中山川	一〇〇	〇・五	三五	七〇〇	

〔昭和三年四月実地調査による〕

次に各部落の標高を調べて見ると、大字吉久が一二〇米で最も低く、井内の大平や松瀬川の水越、或は滑川の海上等は最も高く、その標高約五〇〇米に達する。

他の諸部落はその中間の高さの位置にある。

(部落の標高)

落 部	海 抜
吉 久	120
北 方	{ 140 150
中 ノ 町	140
三 島 井 手	200
庄 屋 元	280
大 則 之	500
音 日 内 田	200
問 土 浦	250
滑 海 谷	350
水 越	{ 300 350 400
	{ 500 500

各部落の略平均と思われる地点の標高であつて各部落に於ても高低に著しい差のある事は山岳の傾斜地であることを示す。

二、境 界

北部は重信町大字山之内部落、字麓及び大野と境を接して高縄山脈の分水嶺によつて界し、転じて北東にのび相之谷は虚空臈峠をもつて「桜木相之谷」と境を分つ。更に旧三内村田桑と中川村千原の界を面木山に結び黒森に連なる分水嶺によつて周桑郡丹原町に接する。南方は黒森峠、白猪峠、井内峠、大根木越を以て上浮穴郡面河村、川瀬村、

温泉郡重信町上林に接している。西は重信川を距てて重信町に接している。

三、面 積

(川内町の土地)

区 分	川 内 町	合 併 前 の 旧 町 村		
		川 上 村	三 内 村	中 川 村 滑 川
總 面 積	111.64平方杆	34.55平方杆	61.02平方杆	16.07平方杆
広 大 小	9.4杆 10.3 "	5.2杆 4.4 "	6.2杆 7.2 "	一杆 一
耕 田	{ (8,690) 7,850反	(4,495) 4,560反	(3,844) 2,940反	(351) 350反
	{ (4,796) 2,105 "	(1,212) 911 "	(2,057) 884 "	(1,527) 310 "
地 畑 計	{ (13,486) 9,955 "	(5,707) 5,471 "	(5,901) 3,824 "	(1,878) 660 "
宅 地	727 "	409 "	262 "	56 "
山 林	国 有 林	—	5,920	—
	国 有 官 行 計	1,060 "	—	—
原 野	県 行 有 造 林 地	920 "	420 "	500 "
	民 有 林 地 他 計	18,783 "	5,050 "	10,180 "
そ の 他	—	15,530 "	30,810 "	3,553 "
	1,900 "	140 "	1,760 "	11,600 "
	590 "	—	590 "	—
	80,133 "	21,140 "	43,840 "	15,153 "
	14,785 "	6,740 "	7,724 "	321 "

註 () は台帳面積である。

川内町の面積を地目別に見ると、山林が最も多く全体の七割五分に及んでいる。田畑等の耕地は西部平坦地旧川上地区を主として東谷、西谷等各河川の流域に階段状に開けている。

〔地目別面積〕

地目	区分	
	面積	構成比
	反	%
田	7,850	7.0
畑	2,110	1.9
山林	83,490	74.8
山野	1,300	1.2
牧野		
雑種地	120	0.1
宅地	820	0.7
その他	1,159	1.0
公共用地	6,520	5.8
小計	103,369	92.5
水面	8,360	7.5
計	112,530	100
備考	昭和31年10月農家経営調査による。	

〔土地標高分布〕

区分 標高	面積	構成比
	km ²	%
50未満	0	0
50と200	12.25	11
200と500	46.37	41.5
500以上	53.02	47.5
計	111.64	100
建設省地理調査部製作 の $\frac{1}{50000}$ の図面による		

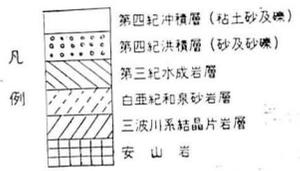
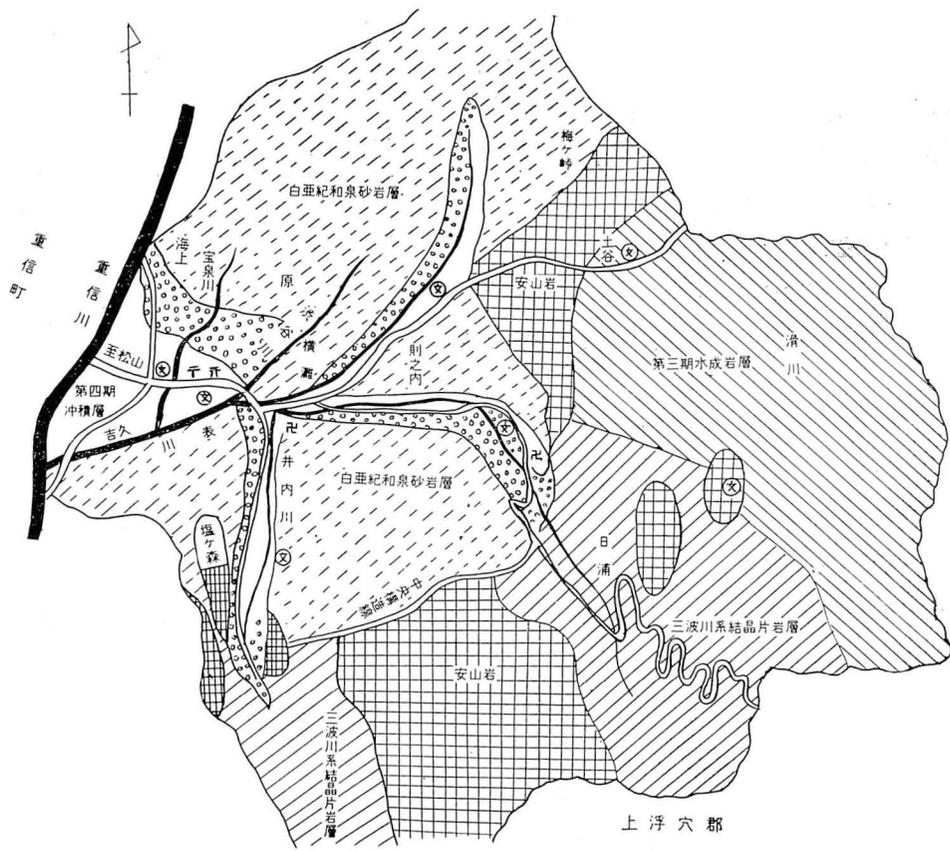
四、地質

高縄山塊は大部分花崗岩類から成るが、其の南部一帯即ち旧川上村地区は和泉砂岩層である。これに対し南を境する四国山脈の一帯は安山岩、特に紫蘇輝石安山岩におおわれている。又東旧桜樹村滑川地区は、結晶片岩から成っている。本町の約七〇パーセントを占める山地は、殆んど砂岩及び頁岩におおわれている。この地層は大坂の和泉砂岩と同じもので和泉岩層と呼ばれている。又地質学上有名な中央構造線が、丹原町鞍瀬から塩ヶ森、番駄森の頂上の南を通り砥部、郡中をぬけており、地質学上変化に富み興味深い所である。各河川の流域は、砂岩層であること云うまでもない。本町の地質図は別表の通りである。

五、土性について

土性は主として壤土及び砂壤土であり、川上地区平坦部に連続する台地地域と井内川、表川の流域にある洪積層地帯は、火山灰土壌が多く、地域内の秋落田は、一四〇町歩特殊土壌は一二〇町歩である。

川内町地質図



上浮穴郡

第二章 区 画

川内町の行政を七大字六六区に区分し各区には区長を置く。昭和三三年調によれば、次表の通りであるが、新国道に沿って新庁舎が出来、川内中学校が建設せられ、その附近に民家が出来て、新に其処に聚落が形成せられると、又役場前と云うような穂の木が生れて来るのも、さして遠いことではあるまい。

河之内	大字	問屋	狩場	音田	日浦	土谷	相之谷	徳吉	則之内北	則之内南	永野	一ヶ谷	保免
	大字	和丸	惣田谷上	惣田谷下	井内上	井内中	井内下	井内西	滑川上	滑川中	滑川下		
	大字	松瀬川											
	区名	上ヶ成	上ノ段	水越	川筋	添谷	松皮	音田	三軒屋	鳥ノ子	横原	西組	

第三章 気 象

一、気 温

川内町の年平均気温は、摂氏の一六・八度で、月平均一〇度以上の月は八ヶ月、一月の平均気温は五・三度であつて、八月のそれは二八・五度である。また八月における気温、毎日の最高平均は三一・二度で、一月における気温毎日の最低平均は〇・二度である。これは川上小学校観測による二〇年間の統計を基にしたものであるから、同じ町内でも、大字滑川地区、大字河之内地区、大字井内地区等の

北方	西ノ側	宝泉	原冲	旦ノ上	上海上	下海上	猪窪	上古市	下古市	西古市	西中村
南方	東中村	宮東	宮西	天宮	市場	中之町	下沖	上砂	高木	竹之鼻	吉久
	板戸	道向	奔院木	茶森堂	北八堂	八万	曲里	小坂	下ノ町	吉久	

気温の状態とは、可成相違があるものと思われる。

(1) 平均気温

区分 月別	平均温度				平均最高温度				平均最低温度			
	二 二 年 間	川 上 小 学 校	六 六 年 間	松 山 測 候 所	二 二 年 間	川 上 小 学 校	六 六 年 間	松 山 測 候 所	二 二 年 間	川 上 小 学 校	六 六 年 間	松 山 測 候 所
1月	5.3		6.4		8.1		9.7		0.2		0.7	
2月	5.9		6.7		9.0		9.8		0.1		0.7	
3月	9.3		9.9		12.9		13.3		2.2		3.2	
4月	15.2		15.4		18.4		18.8		6.2		7.6	
5月	19.9		19.7		23.2		23.0		10.8		12.1	
6月	23.5		23.4		26.5		26.4		15.2		19.0	
7月	27.5		27.6		30.2		30.5		19.7		22.0	
8月	28.5		28.8		31.2		31.8		19.7		22.4	
9月	24.9		25.4		27.6		28.0		16.7		18.8	
10月	19.3		20.0		22.0		22.9		11.3		12.2	
11月	14.0		14.7		16.7		17.5		6.4		7.1	
12月	8.7		9.2		11.7		12.3		2.6		3.0	
年平均	16.8		17.2		19.8		20.3		9.3		10.9	

(備考) 午前10時観測

二、降水量

降水量は四国山脈と高縄山脈の影響を受けて山間部は比較的多いが平坦部にあつても松山測候所とは一〇〇耗以上

多く記録されている。

(1) 降水量

区分 月別	平均降水量				昭和三〇年度降水量					
	二 二 年 間	川 上 小 学 校	六 六 年 間	松 山 測 候 所	二 二 年 間	川 上 小 学 校	六 六 年 間	松 山 測 候 所	雨 量 計	井 内 峠 ロ ボ ツ ト
1月	47.1		51.0		94.2		71.6			
2月	65.1		61.3		54.4		17.8			
3月	86.6		91.2		120.2		146.9			
4月	101.6		119.9		82.3		70.1			
5月	109.1		128.7		228.8		198.1		122.0	
6月	226.9		210.2		226.2		248.6		280.0	
7月	235.5		178.2		220.4		184.8		399.0	
8月	150.4		99.3		51.8		80.1		132.0	
9月	265.7		173.7		444.7		300.6		323.0	
10月	118.6		107.1		151.1		89.4		202.0	
11月	67.7		71.2		13.7		14.6			
12月	60.6		61.1		21.8		20.4			
年計	1,534.9		1,352.9		1,709.6		1,443.0			

備考
他は観測不能

最近に於ける最大雨量

昭和一八年七月二三日(二一日～二五日)雨量 八〇・六耗
昭和二〇年九月一七日(二六日～一七日) " 一七・一〇耗
昭和二〇年一〇月一〇日(八日～一一日) " 二二・四、四耗

三、その他

(1) 風向(最高)及び風力

昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和一年	昭和〇年	年
西 2.2	西 2.5	東 1.4	西	西	1月
西 2.4	東 1.9	西 1.0	西	西	2月
西 3.0	東 3.6	西 1.5	東	西	3月
西 3.4	西 1.8	西 1.5	東	西	4月
西 2.0	東 1.4	西 1.3	西	南西	5月
東 3.2	西 2.4	北東 1.6	西	西	6月
西 2.5	西 1.7	西 1.8	西	東西	7月
西 1.4	東 1.6	西 1.4	東	東西	8月
西 2.2	東 1.9	西 2.2	北東	東	9月
東 2.2	東 2.3	東 1.6	東	東	10月
東 3.9	—	東 1.9	東	東	11月
東 2.0	東 2.5	西 1.3	西	西	12月
西 2.5	東 2.1	西 1.5	西	西	年平均
					備考

(2) 暴風日数(昭和一五年から同二四年まで一〇年間)

十ヶ年平均	年
2.5	1月
1.6	2月
2.3	3月
1.1	4月
0.1	5月
0.4	6月
0.4	7月
0.5	8月
0.8	9月
1.0	10月
0.2	11月
1.2	12月
1.0	年平均

(3) 天気

雪日数	降水日数	雨天日数	快晴日数	雲量	区分
4.3	9.4	16.5	4.5	7.1	1月
2.7	11.4	14.2	4.1	6.8	2月
1.7	12.3	13.5	6.6	6.7	3月
0	11.4	11.2	8.3	5.8	4月
0	10.2	12.2	7.8	6.2	5月
0	13.2	13.9	4.6	6.9	6月
0	12.0	11.7	5.8	6.1	7月
0	11.0	9.6	7.2	5.7	8月
0	13.5	11.5	4.6	6.7	9月
0	10.3	11.1	7.8	6.1	10月
0.1	9.6	10.9	7.4	5.7	11月
1.7	9.6	14.5	5.6	6.6	12月
11.2	134.2	150.8	74.8	76.4	年平均
0.9	11.2	12.6	6.2	6.4	月平均

(4) 雑象

昭和	年月日	現象	最大積雪量
昭和七年	1月1日	初霜	—
昭和七年	1月3日	終霜	—
昭和七年	1月6日	初氷	—
昭和七年	1月4日	終氷	—
昭和七年	1月7日	初霰	—
昭和七年	1月8日	終霰	—
昭和七年	1月8日	初雪	—
昭和七年	1月15日	終雪	—
昭和七年	1月15日	最大積雪量	2.5
昭和九年	1月3日	初霜	—
昭和九年	1月3日	終霜	—
昭和九年	1月3日	初氷	—
昭和九年	1月3日	終氷	—
昭和九年	1月3日	初霰	—
昭和九年	1月3日	終霰	—
昭和九年	1月3日	初雪	—
昭和九年	1月3日	終雪	—
昭和九年	1月3日	最大積雪量	2.5
昭和十年	1月5日	初霜	—
昭和十年	1月5日	終霜	—
昭和十年	1月5日	初氷	—
昭和十年	1月5日	終氷	—
昭和十年	1月5日	初霰	—
昭和十年	1月5日	終霰	—
昭和十年	1月5日	初雪	—
昭和十年	1月5日	終雪	—
昭和十年	1月5日	最大積雪量	2.5
昭和十一年	1月5日	初霜	—
昭和十一年	1月5日	終霜	—
昭和十一年	1月5日	初氷	—
昭和十一年	1月5日	終氷	—
昭和十一年	1月5日	初霰	—
昭和十一年	1月5日	終霰	—
昭和十一年	1月5日	初雪	—
昭和十一年	1月5日	終雪	—
昭和十一年	1月5日	最大積雪量	2.5
昭和十二年	1月5日	初霜	—
昭和十二年	1月5日	終霜	—
昭和十二年	1月5日	初氷	—
昭和十二年	1月5日	終氷	—
昭和十二年	1月5日	初霰	—
昭和十二年	1月5日	終霰	—
昭和十二年	1月5日	初雪	—
昭和十二年	1月5日	終雪	—
昭和十二年	1月5日	最大積雪量	2.5
昭和十三年	1月5日	初霜	—
昭和十三年	1月5日	終霜	—
昭和十三年	1月5日	初氷	—
昭和十三年	1月5日	終氷	—
昭和十三年	1月5日	初霰	—
昭和十三年	1月5日	終霰	—
昭和十三年	1月5日	初雪	—
昭和十三年	1月5日	終雪	—
昭和十三年	1月5日	最大積雪量	2.5
昭和十四年	1月5日	初霜	—
昭和十四年	1月5日	終霜	—
昭和十四年	1月5日	初氷	—
昭和十四年	1月5日	終氷	—
昭和十四年	1月5日	初霰	—
昭和十四年	1月5日	終霰	—
昭和十四年	1月5日	初雪	—
昭和十四年	1月5日	終雪	—
昭和十四年	1月5日	最大積雪量	2.5
昭和十五年	1月5日	初霜	—
昭和十五年	1月5日	終霜	—
昭和十五年	1月5日	初氷	—
昭和十五年	1月5日	終氷	—
昭和十五年	1月5日	初霰	—
昭和十五年	1月5日	終霰	—
昭和十五年	1月5日	初雪	—
昭和十五年	1月5日	終雪	—
昭和十五年	1月5日	最大積雪量	2.5

第四章 生物

一、植 物

愛媛県が植物地理学上暖帯林に属するから川内町もその範囲を出でず、町内到處処温和な氣候と慈雨に恵まれ、農作物等も米、麦、粟、玉蜀黍、蕎麥、蕁苔、茶、桑、煙草等を主として甘蔗、甘藷の栽培可能なるも冬季に入れば特別の保護を必要とし、茄子唐辛子等も一年生の作物となつて冬季には枯死するに至る。熱帯植物に到つては栽培不能である。

元來杉松等の針葉樹は近代人工造林の結果今日の盛況を見るに到つたもので、本町の天然林相はカシ、シイ類の常緑闊葉樹林及松林であつた。しかも常緑闊葉樹林が大部分であつたが順次伐採せられて人工造林がこれに代り現在は社叢林として残つて居るにすぎぬ。

大字則之内三島神社、川上大宮神社等はその代表的なものであろう。

松、杉等の湿帯定在樹は、本町奥地の河之内、井内、滑川地区等地味肥沃なる地に植栽するに適し、その他前山の

地には松の保育をするを可とする。

本町に産する植物の種類は極めて多く、各編詳述する如くなるも、由緒ある古木、珍奇なる植物に到つては揚天王子の大樟、医王寺の椽、吉久長泉寺の「ビヤクシン」大字河之内金毘羅寺の杉の大木、滑川光明寺の大杉の外白猪の滝の白糸草、伊豫クリムラ、井内善神峯の石南の群生、井内黒岩の桃の野生、河之内雨滝の「いすの木」の叢生があり、まれなものであるが大字吉久の「おきちもづく」は文部省指定の天然記念物であつて本町の誇として大切に保存せねばならぬ。

二、動 物

川内町は氣候温暖であるから、各種の動物の生育に適し殊に全町の七割までも山岳地帯があるから鳥類等其の種類が頗る多い。

「家畜」山村資源の利用上、昔から牛の飼育が行われて来たが、近年は更に飼料作物の栽培改善、酪農の振興によつて、役牛か、乳牛か農家には大むね各戸に一頭の牛を飼育するようになった。山羊、綿羊、豚等も飼育しているがあまり多くはない。

「家禽」 鶏は一人一羽養鶏を最低目標として飼育している。鶏種は白色レグホーンである。

「養蚕・養蜂」 極めて低調である。

「野生動物」としては山岳が重畳しているから、猪、鹿、狸、狐等が棲息し耕地近くに猪、兎等が出て農作物に害を加える。

「鳥類」には雉子、山鳥、鳩、鴨、雀、百舌鳥、四十雀、雲雀等最も多く、燕、鶯、鶺鴒、鷹等も居る。

「水産動物」 重信川の支流表川、及び其上流井内川、則之内川、本谷川等には鮎、鯉、ハエ、昭八、ヒメマス等が棲息しているが其数少く、温泉漁業組合が年々稚魚を放流してその増殖をはかっている。

各所の溜池には鯉鮒を飼育しているが其数僅少である。

第五章 災 害

治水灌溉が完備していなかつた過去に於ては、川内町は地理的環境に支配せられて、風雨洪水のために被害をうけたことは勿論、旱害にも苦難をなめた。太古の時代を想像

すれば、現在の南方全部が一面の川原であつた事は地層の発掘によつて証明されることであるし、河之内や井内の山崩れによつて現在の耕地部落の形成せられた事等も容易に想像せられるのである。吾々の先祖が自然と戦い乍ら開拓して来た現在の耕地は大昔からの先祖の人々の汗と膏の結晶であつて、就中大字南方、北方は全町の穀倉地帯である。

しかし此処にも往昔幾度か重信川の氾濫によつて美田の流失を見た事一再ならず、今に残っている礫の集積はその名残である。しかし乍ら、近時土木工事の科学的技術の発達によつて、これ等の護岸対策は着々と効を奏し漸やく安堵の感をさえ持つようになつた。

昔の人々が、その水害対策に備えた、堤防の切付用樹木の松或は榎（にれ）の木等、今は全く影を留めず取除かれて、重信川の沿岸を除く外は、吉久畑川に小数の松並木を残すのみとなつた。

山間部に於ては、愛媛県の治山治水対策によつて、砂防工事或は山留工事等、着々実施せられておる。更に川内町発足以来は、永久橋の架設、護岸工事の町立替工事の施行堰堤、砂防、護岸対策等、着々実行せられ、災害復旧と、

更に根本的な、愛媛県道前道後治山治水対策の実現は、本町の大なる宿望である。

次に最近に於ける災害の種別、発生回数及被害の状況を記す。

災害の種別、発生回数及び被害額

種別		風害	水害	冷害	旱害
年次別					
昭和27年	回数	1		1	1
	被害額	千円 380		千円 452	778
28年	回数	2		1	1
	被害額	2,508		237	622
29年	回数	4			1
	被害額	5,154			8
30年	回数	1			1
	被害額	20			91
31年	回数	2			1
	被害額	1,185			299

第六章 人口

川内町の総戸数は二、三二四戸で総人口は一、八六九人である。人口密度は一平方軒一〇三人であるから、温泉

郡では低い方である。

これを職業別に見ると、農業が最も多く、一、八二四戸で、全体の七割八分に及んでいる。次は商業の一四二戸でその大部分は旧川上地区町筋である。他は各部落に数戸が散在しているにすぎない。工業は一六戸、その他サービス業が三二戸で、何れも川上町筋を主としている。その他に属するもの、即ち労務者の如きものは、三一戸となつている。(附表(1)及(2)参照)

(1) 戸数、人口、住宅一覧 昭和32年度(川内町役場調)

2. 戸数、人口、住宅			
総	戸	数	2,324戸
総	人	口	11,869人
人	口	密	103人
職業別戸数	農	業	1,824戸
	林	業	0 "
	水	業	16 "
	工	業	142 "
	商	業	31 "
家	サ	業	311 "
	ー	他	
	ビ		
	ス		
	の		
屋	家	住	67,513坪
	住	宅	3,332 "
	用	屋	4,770 "
	種	積	975 "
	床	額	76,590 "
面	額	138,070,600円	
積	額	1,803円	

終戦後は復員軍人や外地からの引揚者等で村の人口が著るしく増加したが、自然増加の分は産児調節等で漸減を辿り、社会的動態では就業其他の關係で離村するものが増加して全体としては僅かに減少の傾向にある。(附表(3)参照)

昭和30年国勢調査資料による(滑川を含む)

区 分	年次別	昭和30年		
		人 口	就業人口	世帯数
第一次産業	農業	7,865	4,018	1,557
	林業及び狩猟業	616	312	133
	漁業及び水産業	0	0	0
	計	8,481	4,330	1,690
第二次産業	鉱建業	66	31	14
	設 業	755	331	169
	造 業	584	256	136
	計	1,405	618	319
第三次産業	卸売業及小売業	715	258	153
	金融業保険兼不動産業	64	33	11
	運輸通信及公益事業	327	108	68
	サ一ビス業	613	288	132
	公 務 業	247	83	45
	分類不能産業	0	0	0
	計	1,966	770	419
總 計		11,852	5,718	2,418

(2) 業態別人口及び世帯数

区分 年次別	自然的人口動態			社会的人口動態			(A)+(B)
	出 生	死 亡	(A) 増 減	転 入	転 出	(B) 増 減	人 口 動 態
昭和27年	274	88	186	488	630	△ 142	44
28年	243	94	149	308	606	△ 298	△ 149
29年	229	99	130	403	622	△ 219	△ 89
30年	235	94	141	481	605	△ 124	17
31年	208	76	132	349	579	△ 230	△ 98

備 考

昭和27年 人 口	12,171人
” 28年 ”	12,022 ”
” 29年 ”	11,933 ”
” 30年 ”	11,869 ”
” 31年 ”	11,852 ”

問屋	狩場	日浦	音田	徳吉	則之内	南
区名	世帯数	人口	区名	世帯数	人口	
六	五	三〇七	永野	四	二四三	
一	一	一〇七	一ヶ	四	二〇七	
井内	井内	井内	井内	井内	井内	井内
下	下	下	下	下	下	下
七	五	一〇三	井内	七	一〇三	
一	一	一〇三	井内	一	一〇三	
一	一	一〇三	井内	一	一〇三	

(5) 昭和三十四年四月調川内町人口分布状況

昭和30年の国勢調査資料より(滑川部落を含む)

項目 年令別	昭和30年			左の内 就業人口
	男	女	計	
0~4才	679	644	1,323	
5~9	752	750	1,509	
10~14	678	657	1,335	
15~19	554	587	1,141	
20~24	458	523	981	
25~29	421	450	871	
30~34	355	395	750	
35~39	281	324	605	
40~44	282	341	623	
45~49	258	270	528	
50~54	265	269	534	
55~59	249	213	462	
60~64	190	173	363	
65~69	142	166	308	
70~79	210	218	428	
80才以上	51	57	118	
計	5,825	6,037	11,869	5,518

(4) 年令別人口構成

下海	上之	且沖	原泉	宝側	西組	横灘	鳥子	三軒	音屋	桧皮	添谷	川筋	上段	水上	成越	滑川	相之	土谷	井内	井内	内西	
九	五	四	四	三	三	八	五	六	三	四	四	三	八	六	五	五	三	四	二	六	五	三
二	三	八	二	三	三	一	七	二	五	七	七	三	一	五	一	四	三	三	三	二	六	二
吉久	曲里	八万	北堂	茶森	齐院	道向	板戸	竹鼻	高木	上砂	下沖	下町	小坂	中市	天場	宮神	宮西	東村	西村	下市	西市	上市
五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	五	一	八	二	三	二	三	二	三	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二

第二編 川内町の誕生

第一章 川内町の沿革

一、三内、川上両村の合併

明治維新までは、川上、三内、滑川の各地区共に松山藩に所屬、北方村、南方村、松瀬川村、洲之内村、河之内村は久米郡、吉久村、井内村は浮穴郡の内であつたが、天保十一年の郡替によつて、南方村、洲之内村（後則之内村と改む）河之内村は浮穴郡に郡替となつた。

明治四年の廢藩置縣により、幾多の変遷の後、明治六年愛媛県となり、明治十三年に至つて浮穴郡は、上浮穴郡と下浮穴郡の二つに分れ、河之内村、井内村、則之内村、南方村、吉久村は下浮穴郡に、北方村、松瀬川村は久米郡の管轄に属することとなつた。

以来合併分離をくりかえし、明治二十二年自治制の施行により同二十三年一月久米郡北方村、松瀬川村と下浮穴郡南方村、吉久村の四ヶ村が合併して久米郡川上村となり、

下浮穴郡河之内村、則之内村、井内村の三村は三内村となつて発足した。その後明治三十年四月郡制実施によつて三内村、川上村は温泉郡に編入せられた。

以来三内、川上両村は隣接村として、人情、風俗、習慣を同うし、産業經濟に密接なる關係を保ち、ある時代は、組合立小学校を設置するなど、自然的に親密の度を加え、大正時代より両村の合併説起り、有識者の中には調査研究を進め実現に努めんとした者もあつたが、其機到らず実に三十年來の宿題となつていた。

たまたま昭和二十八年九月一日を以て、「町村合併促進法」が公布せられ、同十月一日よりこれが実施せられるようになった。これは明治二十二年町村制の發布以來、六十年の期間を置いたものであつて、其の間に時代の進歩は実に目覚ましいものがあつた。即ち、交通にしる、教育にしる、政治産業文化等実に隔世の感があるのである。交通が盛んになれば、立派な自動車通行道路が必要になるし、木

橋の橋では間に合はぬようになる。小さな村で昔の儘の太平を夢みていることができぬようになったのである。

即ち町村が合併により組織、運営を合理的、且つ、能率的になし、住民の福利を増進するよう、規模の適正化を図る目的にある事によつて三内、川上両村に於ては県の勧請及び促進法の示す処により、両村合併へのスタートを切つたのである。

二、三内村、川上村合併促進協議会

初めは両村共「合併世話人」なる者をとつて先進地の視察研究等をしていたが、昭和二十九年二月二十一日に三内村役場に於て三内村、川上村合併研究委員会を開催した。

先ず「三内村、川上村合併促進協議会規約」を設け、協議事務所を、三内村大字則之内甲二、八〇〇番地、三内村役場に置くこととした。その協議会の規約第一条には、この協議会（以下「協議会」という。）は、三内村、川上村（以下「関係村」という。）合併促進協議会と称し関係村が町村合併促進法第五条の規定に基いて、「町村合併に必要な調査」、「新村建設計画の策定」その他合併に関する協議を行うことを目的とし、会長及委員四一人をもつて出発し、

この規約を昭和二十九年三月二十五日から施行することにした。

1、三内村、川上村合併促進協議会委員名簿

三内村		川上村	
会長	村長 大窪晴市	村長	樋口光春
助役	日野恒好	助役	渡部国恵
収入役	佐伯好見	収入役	渡部時久
議長	田井一十郎	議長	大西正一
副議長	近藤朝見	副議長	田中正久
議員	富久卓実	議員	名越明香
	宇和川恒行		永井為蔵
	曾我部音蔵		渡部数一
	東仙太郎		大西梅吉
	佐伯武久		今井春長
	北条胤美		渡部鹿太郎
農協理事	佐々木喜十郎	農協理事	渡部敏光
農林組合	近藤義清	農林組合	橋本平太郎
農業委員長	高岡繁市	農業委員長	橋本平太郎
消防団長	高岡義則	消防団長	佐伯伊達留
青年団長	高須賀義則	青年団長	菅野斗清
	近藤たつえ		池川八重子
教育長	近藤仙	教育長	永野正
婦人会長	近藤嘉代	婦人会長	菊沢ヨシエ
学識経験者	近藤金四郎	学識経験者	三津山保太郎
	戒能順太		田井正計
職員代表	菅野寿明	職員代表	田中正親
	二十一名		二十一名

(上記委員の外に昭和三十年二月十五日をもつて両村とも村会議員、部落総代(区長)代表、学識経験者等多数を委員に依頼し大同団結、合併へ拍車をかけた。)

愈々合併すると云う事になれば、新町村建設計画の前提となるべき両村の希望条件を調整して、「合併後の新関係がどうあるべきか」の構想を練り、新村百年の大計を樹てる基礎資料とするために、左の通り協議会を開催した。

2、村の合併に関する協議会協議事項

- 一、合併の形式(新設対等合併)
- 二、新町村名(懸賞公募、言ひ易く、書き易い斬新なもの)
- 三、役場の位置(委員会付託)
- 四、財産營造物の処分(基本財産後廻し、行政財産持寄、処分は新村で)
- 五、議会議員の任期と定数(委員会付託)
- 六、一般職の職員の身分について(委員会付託)
- 七、町村税の賦課率について(低きにつく)
- 八、国民健康保険の取扱について(現在のものを推しすゝめる)
- 1、被保険者の資格に関する事項
- 2、保険給付に関する事項
- 3、国保保険税、一部負担金に関する事項(六割給付)
- 4、財産及營造物について(直営診療所とする)
- 5、その他

九、部落連絡員設置について(後廻し)

十、自治功労者の取扱(委員会付託)

十一、関係町村で構成する一部事務組合の処置(火葬場等)

十二、農協組合、その他公共団体の取扱について(新村で)

十三、農業委員会区域をどうするか(当分現在のまゝ)

十四、合併実施の時期(九月県会提出目標)

十五、新町村建設計画に定めなければならぬ事項

- 1、新村名、懸賞募集
- 2、

十六、その他

新町村建設計画は、新町村恒久の計の基礎をなすものであるから、その策定に当つては、清新な構想をもつて臨むと共に、あくまでも実現可能な健全なものとする事、及び新町村誕生を機として、強化された行財政力を活用して諸施設を整備統合して、経費の効率的運用と行政の能率化をはかる事を第一とし、新町村建設計画を確定する事の困難な場合は、大綱的な暫定計画を建てて、合併後に実現する如く、特に新町村建設計画に要する経費の財源としては、地方債によらねばならぬ事となるであろう。

一、新町村建設基本方針

二、町村役場支所統合整備に関する事項

三、小学校、中学校その他教育文化施設の整備統合に関する事項

四、消防施設の統合整備に関する事項

五、病院診療所その他衛生施設の整備に関する事項

六、授産施設、保育所その他厚生施設整備に関する事項

七、道路橋梁その他土木施設整備に関する事項

八、水道事業、自動車運送業その他公営企業に関する事項

九、基本財産造成に関する事項

十、右の外合併の目的を実現するための必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業

十一、財政計画

十二、その他

三、三内村川上村合併促進協議会専門委員会

また別に三内村、川上村合併促進協議会専門委員会事務分掌規程を設けて総務部、財務部、教育部、社会部、土木部の専門委員会を置き委員附託として研究させた。

総務部

一、新町村名に関する事項

二、役場の位置等に関する事項

三、議会の議員の任期と定数に関する事項

四、一般職の職員的身分に関する事項

五、部落連絡員設置に関する事項

六、自治功労者等の表彰に関する事項

七、関係町村で構成する一部事務組合に関する事項

八、新村建設計画に関する事項

九、啓蒙報道に関する事項

十、その他、他の部に属しない事項

財務部

一、歳入歳出に関する事項

二、財産に関する事項

三、公営企業等に関する事項

四、その他、財務に関する事項

教育部

一、小学校に関する事項

二、中学校に関する事項

三、諸学校及び諸学級に関する事項

四、公民館活動等に関する事項

五、青年団に関する事項

六、婦人会に関する事項

七、社会教育に関する事項

八、その他、教育に関する事項

社会部

一、国民健康保険事業に関する事項

二、病院診療所等に関する事項

三、授産施設保育所に関する事項

- 四、公営住宅に関する事項
- 五、隔離病舎に関する事項
- 六、火葬場に関する事項
- 七、その他衛生及び厚生施設に関する事項

土木部

- 一、一般土木に関する事項
- 二、農業土木に関する事項
- 三、林業土木に関する事項
- 四、災害復旧に関する事項
- 五、部落電話に関する事項
- 六、農業に関する事項
- 七、林業に関する事項
- 八、その他土木及び勸業に関する事項

この規定は昭和二十九年四月八日より施行する。

「専門委員」は最初の委員四一名の中から取った。

かくて昭和二十九年三月に合併促進協議会の設立ができ規約の制定、村議会の議決、県知事の認可等も完了して出発したもの最も難点となつたことは、明治二十二年町村制実施以来六〇年の旧村意識の脱退の出来ぬ事と「新村役場位置問題」及び「中学校統合及校舎建築位置問題」等であつた。

川上、三内二村合併問題も「東温六ヶ村合併問題」の抬頭する等の事もあり議論白出容易に決定するに到らず、其間合併協議会事務局は資料の提出啓蒙運動等に努力を致し昭和二十九年九月県議会上程を目標に促進協議会及各部専門委員会を開催して、研究を進め一方弘報活動、或は部落別懇談会等を開催して、前進の態度を弛めず合併へ邁進した。

四、三内村川上村合併促進協議会経過

第一回促進協議会 昭和二十九年四月七日三内中学校にて開催した。

第二回 四月十五日川上村役場にて開催した。

(1) 協議事項

- 1、役場の位置 基本線は新国道沿い農地を潰さない適地とする。
- 2、議会議員の任期定数 自治法第九十一条第一項による方法で、旧村単位に選挙区を設け、両村同等数選出。定数二十六名
- 3、新村は「村」に決定
- 4、国民健康保険の取扱 現在三内村の行っている部分については継続し、川上村は早急に開始、三内村の線に沿うべく進めることに決定した。

第三回協議会 五月二十一日三内村役場にて開催した。

温泉地方事務所中村総務課長、森主事、門田主事来会。

協議事項

1、両村長より部落懇談会の模様の説明あり、両村共合併に異存はないが、よく調査研究して合併を進めるよう要望があった。

2、新村建設要項案について討議した。

役場の位置問題調整出来ず次回持越散会した。

第四回協議会 七月二十八日川上村天理教会に開催

協議事項

役場の位置纏らず総務委員、正副委員長、理事者に協議を付託し協議する。決論が出ないので総務委員、正副委員長会を開き協議する事となり、九月県会提出を再確認する。

第五回協議会 八月三日三内村役場にて開催した。

問題は役場位置、他に適地を探がす。

第六回協議会 九月七日 川上村役場にて開催した。

温泉地方事務所長、総務課長、門田主事来会。

協議事項

1、第五回促進協議会で総務委員会付託の役場位置の調査を委員長より報告あり協議の結果、川上村市場、坂本氏宅を購入することに決定した。

2、中学校統合方針

一村一中学校とし、昭和三十年度松瀬川中学校、昭和三十一年度川上中学校をそれぞれ三内中学校に統合することに決定した。

3、教育委員会委員の任期と定数

町村合併促進法第九条の二第一項の規定により新定員四人、任期は新村成立の日から満一ヶ年とすることに決定した。

4、次の事項は再確認がされた。

(イ) 基本財産の処分

(ロ) 職員的身分保証

(ハ) 国民健康保険事業の取扱

(ニ) 部落連絡員設置方法

(ホ) 一部事務組合に関する事項

5、合併実施の期日

八月県議会に提出、実施を十一月三日の目標で進むことに申合せた。

6、協議事項及び新村建設計画

協議事項及び新村建設計画の協議がなされ、この計画により、部落懇談会を早急に開き、村民各位の納得を得ることを申合せ散会した。

(2) 部落懇談会

第六回促進協議会において決定された、新村建設計画要綱に基き次の通り部落懇談会を実施した。

三内村の分

九月八日	午後八時	西谷小学校
”	十日	土谷小学校
”	十一日	金毘羅寺
”	十二日	三内村役場

「十六日」
川上村の分 蔵元公会堂

九月八日 午後八時

松瀬川校

「八日」

横灘会堂

「九日」

川上村役場

「九日」

川上小学校

「十日」

北方会堂

「十日」

渡部鶴一宅

「十一日」

長 泉 寺

第七回協議会 十月一日川上村役場に開催した。

第八回協議会 昭和三十年二月十九日川上村役場にて開催した。

第九回協議会 昭和三十年三月十三日川上村役場にて開催した。

五、村 名 決 定

1、村合併弘報「新川内村誕生す」

昨年春三内村、川内村の合併促進協議会が生れて以来一年余、慎重審議を重ね、その間幾多の迂余曲折があり、村民各位にも何回となく相談して参りましたが、遂に実をむすび三月二十日合併促進協議会及両村、村会に於いて三内、川上の両村合併決議が成立いたしました。そのうち重なる事項をお知らせしますと

記

一、新村の名称 「川内村」と呼称する。

一、新村実施期日 昭和三十年四月二十五日

一、新村役場 現川上村大字南方二八八番地へ新築する。新庁舎の完成するまで現川上村役場を使用し、現三内村役場に出張所を置く。

一、学校の整備 小学校、中学校共に当分の間現状の通りとする。但し中学校は統合の方針をもつて五ヶ年以内に現三内中学より新庁舎附近の間に建設する。

一、村議会の編成 第一回の選挙に限り、旧三内村、旧川上村の地区別に選挙区を設定して各々十三人（合計二十六人）宛の議員を選出する。

一、村長と議員選挙 新村発足後なるべく早く、（期日未定、法定期間五十日以内）村長及村議会議員の選挙を執行する。

新村発足事項は順次決定次第お知らせいたしますが、大体右のような方法をもつて、来る四月二十五日吾が

「川内村」は輝やかなしい発足をいたします。新村の行手には幾多の苦難と歓喜があると思いますが、お互にしつかりと手を執りあつて一致協力、この苦難を開拓し大きな希望を現実にするよう努力致しましょう。

昭和三十年三月二十五日

三内村長 大窪晴市
川上村長 樋口光春
三内村議会議長 田井一十郎
川上村議会議長 大西時久

2、村名募集当選決定

かねて募集中であつた新村名応募者三四三名の多数にのぼり、其新村名合計一四五種の多きに達したのであつたが、詮衡の結果、新村名「川内」と決定、昭和三十年三月十九日の促進委員会に於て発表した。その理由として、

合併村の旧村名川上村の「川」と、三内村の「内」を執り、且つ重信川本流横河以東の川の内に在る地勢上より見たる観点から、「川内」と云う名称を呼称することとした。

当選者三五名に賞金一万円を等分に贈呈した。

3、温総第二九〇号

昭和三十年三月三十日

温泉地方事務所長

三内村長 殿
川上村長 殿

村の廃置分合について

温泉郡三内村、及び川上村にかかる標記については、別紙告示写のとおり処分されたから御了知願いたい。

愛媛県告示第二〇八号

温泉郡三内村及び川上村を廃しその区域をもつて川内村を設置し昭和三十年四月二十五日から施行する。

昭和三十年三月二十二日

愛媛県知事 久松定武 印

六、新村建設計画

項目	新村建設計画
一、新村名	一、川内村
(1) 関係村	(1) 三内村、川上村
(2) 合併の形式	(2) 新設合併(対等無条件合併)

<p>二、新町村建設の基本方針</p>	<p>三、役場に関する事項</p> <p>(1) 役場の位置</p> <p>(2) 役場の建築</p> <p>(3) 支所の位置</p> <p>(4) 旧庁舎転用の方針</p>	<p>四、教育施設その他文化施設の統合整備</p> <p>(1) 小学校</p> <p>(2) 小学校学区</p> <p>(3) 中学校の位置</p> <p>(4) 中学校校舎の増改新築の方針</p>
<p>二、新村は農業を中心として各種産業の進展と交通文化の発達をはかり、住民の福祉を恒久的に向上せしめ、明るい平和郷を建設する。このため古来よりの経験を土台として、清新なる村政の運営により役場、学校等あらゆる行政施設を統合整備して教育を振興し、国道道の改修を促進し、農道林道を改修して山林資源の活用をはかり、産業施設を拡充整備する。</p>	<p>三、</p> <p>(1) 新村の役場は現川内村大字南方二八八番地に置く。</p> <p>(2) 昭和三十年度において新築する。</p> <p>(3) 支所は置かない。</p> <p>(4) 旧村役場は公会堂、事務所等、公共施設に利用する。</p>	<p>四、</p> <p>(1) 当分の間現状の通りとする。</p> <p>(2) 当分の間現状の通りとする。</p> <p>(3) 新村一中学校を目標として、統合する方針に基き整備する。</p> <p>(4) 中学校建築統合は、昭和三十五年までに新庁舎附近より三内中学校に至る間に建</p>

<p>(5) 中学校の学区</p> <p>(6) 小、中学校校舎転用</p> <p>(7) 其の他学校の統合整備に関する事項</p> <p>(8) 公民館の統合整備事項</p> <p>(9) 幼稚園の統合整備</p> <p>(10) 教育委員会の統合整備</p>	<p>築するものとする。三内中学校は、昭和三十年度に於て増築するものとする。中学校の実情に即して整備する。</p> <p>(5) 整備による廃止校舎は新校舎又は公民館等に移築転用する。</p> <p>(6) 現三内家政女学校は拡充整備する。</p> <p>(7) 定時制東温高等学校は、全日制を目標として拡充整備する。</p> <p>(8) 財源の見込つき次第村中央公民館を建築し各部落公民館を支部として活用する。</p> <p>(9) 現川上幼稚園を維持する。</p> <p>(10) 町村合併促進法改正法律第九条の二により、委員を選出、選挙による委員八人が互選により、四名を決定し、議会選出委員は、新議会から一名選出する。</p>	<p>五、消防施設に関する事項</p> <p>六、診療所隔離病舎、衛生施設の統合事項</p> <p>(1) 診療所整備</p> <p>(2) 隔離病舎の統合整備</p>	<p>五、消防団は統合し、本部を新村役場に置き、分団は現状の編成による。</p> <p>六、国民健康保険を実施し、直営診療所を維持経営する。</p> <p>(1) 現東温六ヶ村、伝染病隔離病舎を充用する。</p>
---	---	--	--

<p>(4) 治山、治水の整備事項</p> <p>(3) 河川、土木事業</p> <p>(2) 橋の整備</p>	<p>(1) 道路の整備</p> <p>八、道路、橋その他の土木施設の整備事項</p>	<p>(2) 公園公営住宅運動場其他厚生施設の整備</p> <p>(1) 保育所の統合</p> <p>七、保育所其他厚生施設の整備</p>	<p>(3) 火葬場其他衛生施設の整備</p>
<p>(4) 村内各地に崩壊地多く県営団営の砂防工事に努める。</p> <p>(3) 村内各河川共、災害復旧未着箇所を整備する。</p> <p>(2) 法界門橋改修促進。</p>	<p>(1) 村財政を考慮し必要度の順により逐次整備する。</p> <p>イ、国道、十一号線の改修。</p> <p>ロ、県道、弘形、横河原停車場線の改修。</p> <p>ハ、県道、松山、柚川線の整備。</p> <p>ニ、村道、緊急度に応じ逐次整備する。</p> <p>ホ、林道、緊急度に応じ逐次整備する。</p> <p>ヘ、農道、緊急度に応じ逐次整備する。</p>	<p>(1) 保育所を新村へ設置するまで現川上保育園を活用する。</p> <p>(2) 次の厚生施設を設置する。</p> <p>イ、公営住宅を設置する。</p> <p>ロ、天神山、白猪滝等の公園化をはかる。</p> <p>ハ、衛生班を常設し公衆衛生の昂揚に努める。</p> <p>七、</p>	<p>(3) 現「川上北吉井共立衛生組合経営火葬場」を充用する。新設役場附近に公衆便所を設置する。</p>

<p>一一、基本財産の造成に関する事項</p> <p>(1) 基本財産造林に関する事項</p>	<p>(3) 林業開発に関する事項</p>	<p>一〇、産業開発に関する事項</p> <p>(1) 農業開発事項</p> <p>(2) 畜産開発事項</p>	<p>九、公営企業に関する事項</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>(2) 其他の公営事業</p>
<p>(1) 村合併によつて統合したる基本財産、村有林に対して、施業案を編成し森林資源を保護育成する。</p> <p>村と造林組合の、「造林分収歩合」を調整し、夫々の分野を明確にし、財政計画の基本を整備する。新村地内にある国有林、官営行造林の払下げを受けて、村基本財産の造成をはかる。</p>	<p>(3) 林野庁の指定する林業経営モデル村の認定を受けて、経営並に技術指導をうけ、山林利用を高度化し山林資源の開発につとめる。造林事業拡充に重点を置き、植林造成に努める。</p>	<p>(1) 農業開発研究機関を設置し、指導機関を統合し増産態勢を整備する。</p> <p>(2) 畜産指導人事を強化し生産、酪農、其他家畜の拡充に努める。家畜市場を開設する。</p>	<p>(1) 必要なる地区に簡易水道を新設する。</p> <p>(2) 公営質屋を開設する。</p>

一二、他に合併 村の永久の利 益となる建設 事業	(1) 生活改善 (2) 耕地に關する事項	(3) 交通整備に 關する事項	(4) 其の他建設 事業	一三、其の他 (1) 青年団統合 (2) 婦人会の統 合 (3) 農協組合等 の統合事項 (4) 農業委員会 の統合
(1) 新村樹立と共に旧来の悪習慣を排除し生活改善を奨励する。 (2) 表川木流及び支流の災害により流失したる耕地を復旧する。農地法に基く新開墾地の適不適を再検討し、適せざるは廢し、適するは拡充する。 (3) 伊豫鉄道線を新村中央まで延長誘致する。松山、新居浜間の国営バスを誘致する。交通開発の基幹として国道十一号線の早期改修を促進する。 (4) 村内電話を整備する。村内放送設備を整備する。 (1) 統合整備するよう指導する。 (2) 統合整備するよう指導する。 (3) 統合整備するよう指導する。 (4) 当分の間旧村の農業委員会を地区農業委員会とする。				

昭和三十年年度及び爾後五箇年度の財政計画

(一) 歳入 (単位千円)

歳入計	年度					
	昭和 三年度	三 年度	三 年度	三 年度	三 年度	三 年度
科目	二、四九五	二、四九五	二、四九五	二、四九五	二、四九五	二、四九五
1 町 (村) 税	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇
2 地方財政平衡 交付金	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四	四五四
3 分担金及負担 金	一四、五五六	九、一〇三	七、八五六	七、五五五	六、八八七	二、〇〇〇
4 公営企業及び 財産収入	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九	一九九
5 夫役及び現品 使用料及び手 数料	二、〇六二	三、四六一	四、四四一	三、二六一	三、六六一	一、〇六一
7 国庫支出金	五二六	五二六	五二六	五二六	五二六	五二六
8 県支出金	一、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	七、七〇〇	二、八〇〇	七六
9 寄附金						
10 繰入金						
11 繰越金						
12 雑収入	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三	二七三
13 町 (村) 債	五、〇〇〇	二、八〇〇	九、二〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	〇
歳入計	四三、三七	三七、八七三	四、〇〇七	四、八六六	三七、〇五六	三、八四七

(二) 歳出

科目	年度	昭和				
		三年度	三年度	三年度	三年度	三年度
1 議 会 費	昭和三年度	八二二	八二二	八二二	八二二	八二二
2 役 場 費	昭和三年度	一八、六九	六、〇六九	六、〇六九	六、〇六九	六、〇六九
3 警 察 消 防 費	昭和三年度	六二五	六二五	六二五	六二五	六二五
4 土 木 費	昭和三年度	四、六六一	四、八二二	三、七九一	六、八九一	四、三九一
5 教 育 費	昭和三年度	一〇、四九二	二、〇九二	一七、三三七	七、一九二	七、一九二
6 社 会 及 び 勞 働 施 設 費	昭和三年度	七五五	七五五	三、七五五	三、七五五	二、三五
7 保 健 衛 生 費	昭和三年度	三五五	三五五	三五五	三五五	四、九五
8 産 業 経 済 費	昭和三年度	一、七〇一	七、七〇一	六、一〇一	二七、一〇一	四、七〇一
9 財 産 費	昭和三年度	七六	七六	七六	七六	七六
10 統 計 調 査 費	昭和三年度	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
11 選 挙 費	昭和三年度	三三七	三三七	三三七	三三七	三三七
12 公 債 費	昭和三年度	四六八	七四	一、三六二	二、二七七	二、六九三
13 諸 支 出 金	昭和三年度	二、七五八	二、七五八	二、七五八	二、七五八	二、七五八
14 予 備 費	昭和三年度	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇	七五〇
歳 出 計	昭和三年度	四二、三三七	三七、八七三	四四、〇〇七	五八、八二六	三七、〇五八

(三) 歳出 経費別内訳

計	その他	内 訳			投資的経費	内 訳			消費的経費	区分	年度
		公債費	単独事業	補助事業		その他	物件費	人件費			
										昭和三年度	三年度
四、三三七	二、五〇〇	四六八	一六、三五〇	三、三〇〇	二〇、二一八	五、五四	七、〇六八	七、二一七	一九、七〇九	昭和三年度	
三七、八七三	二、五〇〇	七六四	八、九〇〇	六、〇〇〇	一五、六六四	五、四〇七	七、一八五	七、二一七	一九、七九二	三年度	
四四、〇〇七	二、五〇〇	一、三六二	八、九〇〇	六、〇〇〇	一六、六二二	一〇、九六八	七、一〇〇	七、二一七	二五、二四五	三年度	
五八、八二六	二、五〇〇	二、二一七	六、〇〇〇	二、八五〇	三六、六二七	五、五八七	七、〇〇五	七、二一七	一九、七〇九	三年度	
三七、〇五八	二、五〇〇	二、六九三	五、六六〇	六、五〇〇	一四、八五三	五、三四〇	七、二四〇	七、二一七	一九、七五二	三年度	
二三、八四七	二、五〇〇	二、八六八	〇	〇	二、八六八	三、二五七	七、一〇五	七、二一七	一七、四七九	三年度	

起債事業別内訳

内 訳	昭和 30年度	" 31年度	" 32年度	" 33年度	" 34年度	" 35年度
1. 教 育 債	—	—	5,000	—	—	5,000
2. 役 場 費	4,000	—	—	—	—	4,000
3. 保 健 衛 生 費	—	—	—	—	1,500	1,500
4. 普 通 土 木 債	1,000	1,000	600	3,000	—	5,600
5. 農 業 土 木 債	—	—	300	—	1,000	1,300
6. 農 業 經 済 債	—	—	1,300	7,600	900	9,800
7. 社 会 及 び 勞 働 施 設 費	—	1,800	2,000	1,000	600	5,400
8. 災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—
9. 公 共 企 業 債	—	—	—	—	—	—
計	5,000	2,800	9,200	11,600	4,000	32,600

起債償還計画表

合 計	昭和 30年度	昭和 31年度	昭和 32年度	昭和 33年度	昭和 34年度	昭和 35年度	昭和 36年度	昭和 37年度	昭和 38年度	昭和 39年度	昭和 40年度	昭和 41年度	昭和 42年度	昭和 43年度	昭和 44年度	昭和 45年度	昭和 46年度	昭和 47年度	昭和 48年度	起債年度 / 償還年度		
																				昭和 30年	昭和 31年	
468	—	—	—	325	—	6	32	111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 30年	昭和 31年
767	—	—	189	325	—	6	64	180	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 31年	昭和 32年
1,367	—	—	189	325	—	5	64	180	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 32年	昭和 33年
2,117	—	754	598	189	325	—	5	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 33年	昭和 34年
2,693	260	754	598	189	644	—	5	63	180	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 34年	昭和 35年
2,868	260	754	598	361	644	—	5	67	179	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 35年	昭和 36年
3,455	260	754	1,188	361	644	—	5	64	179	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 36年	昭和 37年
4,186	260	1,490	1,185	361	643	—	—	63	179	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 37年	昭和 38年
4,438	514	1,494	1,181	360	643	—	—	66	180	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 38年	昭和 39年
4,446	515	1,494	1,186	360	644	—	—	66	181	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 39年	昭和 40年
4,430	512	1,494	1,180	360	640	—	—	63	181	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 40年	昭和 41年
4,408	517	1,495	1,186	359	645	—	—	65	141	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 41年	昭和 42年
4,187	512	1,491	1,181	359	644	—	—	—	—	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 42年	昭和 43年
4,185	518	1,489	1,180	359	639	—	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 43年	昭和 44年
3,554	514	1,496	1,185	359	—	—	—	—	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 44年	昭和 45年
3,188	517	1,499	1,181	—	—	—	—	—	—	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 45年	昭和 46年
3,188	517	1,499	1,181	—	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 46年	昭和 47年
2,001	512	1,489	—	—	—	—	—	—	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 47年	昭和 48年
516	516	—	—	—	—	—	—	—	—	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	昭和 48年	—
五、 四七七	六、 七〇一	一、 九、 四三三	一、 五、 〇九元	四、 七、 二二二	八、 三、 七三三	—	七	七四	二、 〇、 五〇一	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位千円)

昭和三十一年度事業計画明細書

(単位千円)

事業 種別	事業 番号	事業 名	事業 箇所	事業 内容	事業費	補助率		同 上		財 源	内 訳	備 考	
						国	県	国庫	県				寄付金
独単	1	役場庁舎建築		鉄筋コンクリー ト二階建 延二〇〇坪	一三、五〇〇					四、〇〇〇	八、五〇〇		
共公	2	三内中学校増築		普通教室四教室	三、〇〇〇	1/3		一、〇〇〇				二、〇〇〇	家政学校 併設計画
独単	3	村内電話設備			八〇〇							八〇〇	
独単	4	国道十一号線改修 地元負担金		敷地買上費	一、〇〇〇					一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
独単	5	林道改修費		巾延長一、〇〇〇米 三、五米	二、〇〇〇					一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
		合 計			一九、六五〇			一、〇〇〇		一、〇〇〇	五、〇〇〇	一三、六五〇	
独単	6	三内家政学校		四 教 室	四、九〇〇							四、九〇〇	
独単	7	放送設備費			一、〇〇〇							一、〇〇〇	
独単	8	国道十一号線改修 工事地元負担金	三内 地区	敷地買上費	一、〇〇〇							一、〇〇〇	
独単	9	林道改修費		巾延長一、〇〇〇米 三、五米	二、〇〇〇					一、〇〇〇	一、〇〇〇		

共公	独单	共公	昭和三十三年度										共公
18	17	61	昭和三十三年度										10
林道改修費	林道改修費	保育所新築費	合計	林道改修費	農道改修費	林道改修費	公営住宅建築費	公民館建設費	合計	林道改修費			
巾延長一、五〇〇米 三、五米	巾延長三、〇〇〇米 三、五米	建坪100坪	巾延長一、五〇〇米 三、五米	巾延長一、七〇〇米 二、五米	巾延長六〇〇米 三、五米	巾延長二、〇〇〇米 三、五米	巾延長二、〇〇〇米 三、五米	巾延長二、〇〇〇米 三、五米	巾延長二、〇〇〇米 三、五米	巾延長二、〇〇〇米 三、五米			
二五、五〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、四〇〇	四、五〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、九〇〇	六、〇〇〇			
〇、〇		1 3		〇、四	〇、四		1 3			〇、四			
10、100		1、000	三、三六〇	1、200	六六〇		1、000		二、四〇〇	二、四〇〇			
〇〇七、七		1、000	二、八二〇	1、五〇〇	〇七〇	〇〇〇			二、八〇〇	1、八〇〇			
〇〇六、七	〇〇〇、三	〇〇〇、1	九、100	〇〇〇、1	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇、二	五、〇〇〇	二、八〇〇	1、000			
	〇〇〇、三	〇〇〇、1	五、〇〇〇					五、〇〇〇	六、九〇〇				
昭和三十三年度													
昭和三十三年度													

昭和三十四年度									
	合	計							
共公	19	農道改修費	延長三、五〇〇米 巾二、五米	三、五〇〇	〇、四	一、五〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
共公	20	林道改修費	延長一、〇〇〇米 巾三、五米	三、〇〇〇	〇、四	一、一〇〇	九〇〇	九〇〇	三、七〇〇
独単	21	簡易上水道	四〇〇戸給水	二、五〇〇			二〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇
独単	22	公衆便所	六坪	三六〇					三六〇
独単	23	村立屠殺場	三〇坪 木造平家建	一、〇〇				五〇〇	五〇〇
独単	24	公園化事業	整地及び休憩施設等	六〇〇					六〇〇
独単	25	衛生班の常設	専従職員 二人	二〇〇					二〇〇
独単	26	公益質屋の開設	三〇坪建築六〇〇 運転資金四〇〇	一、〇〇〇				六〇〇	四〇〇
合	計			二二、一六〇		二、六〇〇	二、二〇〇	四、〇〇〇	二七、九六〇

備考 昭和三五年度は、前年度までに財政事情その他の関係により未元成事業となつていたものの促進に努力する。

電話加入数	平均(一日当)		郵便		乗客数		状況	普及	状態	交通	額	生産	施設	娯楽	衛生	施設	会社	銀行	
	受	発	受	発	降	乗													乗客
三六	二〇	一三	一、四〇〇	一、三〇〇			一日一五往復	一日四〇往復	市内電車延数	鉄道軌道駅数	三〇、〇八四、七九円	二四三、三九、五九二円七四、〇〇七、〇〇〇円		一					
四	四	八	五四〇	三五〇			一日七〇往復	一日一九往復	乗合自動車量	市内電車延数	五、二〇〇、〇〇〇円	六九、二二三、三九円			一				
三四	三四	一一	八七〇	九五〇			一日八五往復	一日二一往復	其他自動車量	乗合自動車延数	三四、八八四、七九円								

計	町村名					
	川上村	三内村	畑	山林	宅地	その他
八、五〇六	四、七三三	三、七四反	二、〇七反	三、四七反	二七反	二、四八三反
三、四〇四	一、三三六	二、〇七反	三、四七反	四一〇	三、三三三	六、二〇二反
五、二六五	二四、八八八	三、四七反	三、四七反	四一〇	三、三三三	三、四、五五〇
六七九	四一〇	二七反	二、四八三反	四一〇	三、三三三	三、四、五五〇
二五、七二六	三、三三三	二、四八三反	三、四七反	四一〇	三、三三三	三、四、五五〇
九五、五七〇	三、四、五五〇	六、二〇二反	三、四、五五〇	三、四、五五〇	三、四、五五〇	三、四、五五〇

二、土地

町村名	区分		合併議案		財産処分議案	
	定数	議員欠員数	出席	賛成	出席	賛成
川上村	三	〇	三	三	〇	〇
三内村	一六	〇	一六	一五	〇	一五

一、各町村の議決状況

ラジオ聴取戸数	普通局				特定集配局				特定無集配局				簡易局				鉄道路局			
	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四	一	二	三	四
一、一九三戸																				
四三戸																				
七六戸																				

三、戸 口

(イ) 戸 数

(昭和三〇年三月一日調)

町村名	業態別					計
	商業	工業	農業	水産業	林業その他	
三内村	三		六四八		七六	七三
川上村	一〇六		八七五		一一	一、三六
計	一三七		一、五三		八九	二、〇九六

(ロ) 総人口及有権者数

町村名	区分		計	有権者数	
	男	女		男	女
三内村	二、〇六五	二、七九	四、八五四	一、三四	二、四〇八
川上村	三、三二	三、五三	六、九〇三	一、八一〇	三、八〇〇
計	五、四四六	五、七二〇	一一、一四六	二、九五四	六、二〇八

四、財産に関する調

(イ) 土地及建物

町村名	基本財産			山林		貸付金		行政財産			
	面積	価格	坪当	面積	価格	その他	戸当	面積	価格	建物	
三内村	一〇五反	四、九六〇千円		六元町	五四三、〇〇〇千円		七、〇一七	一一、〇一九	二、五〇〇千円	三七、五〇〇千円	四、八五六
川上村	一〇五	四、九六〇		三六七	一九三、五〇〇		一四、五九三	三〇、八二三	二、五六一	三八、四一五	二、八九七
計	二一〇	九、九二〇		一、〇六六	七四五、五〇〇		八四、七四五	四二、九三三	五、〇六一	七五、九一五	七、七五三

(ロ) 負債に関する調

町村名	町村費支弁の分				特定財源ある分	転貸分
	災害復旧費	教育費	保険整備費	計		
三内村	三〇〇千円	〇千円	二元千円	三元千円		
川上村	八〇〇	八〇〇	〇	一、六〇〇		
計	一、一〇〇	八〇〇	二元	一、九二元		

五、決算額調(昭和二八年度)

(イ) 歳入

科目	町村名	三内村	川上村	合計
一、村税		四、三九、九二五	七、〇九八、三三二	一一、四七八、二六〇
二、地方交付税		三、四七三、〇〇〇	四、一七九、〇〇〇	七、六五二、〇〇〇
三、公営企業財産収入		四、四三九、六六八	二、一五五、八八六	六、五九五、八五四
四、分担金及負担金			八八四、九五〇	八八四、九五〇
五、使用料及手数料		一六、〇四〇	一一三、二三〇	二九、二七〇
六、国庫支出金		六、五二二、二八八	一、八二二、七七八	八、三四五、〇六六
七、県支出金		二、〇〇〇、七八六	三三一、九三六	四九一、七六八
八、寄附金			一、七七八、七五五	一、七七八、七五五
九、繰入金		二、七〇〇、四六六	一、八六五、三七三	四、五六五、七九九
一〇、繰越金		四、五九、四五四	五六一、七四二	一、〇一一、一九六
歳入合計		六四、五〇〇、二二三	二〇、八四〇、四九三	八五、三四〇、六六六

(ロ) 歳出

科目	町村名	三内村	川上村	合計
一、会議費		五八七、八五六	七三九、九五八	一、三二七、八一四
二、役場費		三、一七九、七五四	三、六七二、六二三	六、八五二、一九七
三、消防費		七五九、〇九八	一九三、六三三	九五二、七三三
四、土木費		九、三七三、二二一	六、二四四、一九六	一五、六一七、四一七
五、教育費		五、三五三、六八八	四、九三三、四九三	一〇、二八七、一八〇
六、社会及労働施設費		三、三五八、六八八	五、六三三、三五	八、九九二、〇三三
七、保健衛生費		三、一一一、〇〇〇	三、九六六、〇〇一	六、一七七、〇〇一

六、予算額調(昭和二九年度、昭和三〇年三月一日現在)

(イ) 歳入

八、産業経済費	一、〇〇九、九六八	八七六、〇〇四	一、八八七、七三二
九、財産費	二五、六六五、二一六	四三三、七二二	二六、〇九七、四九八
一〇、統計調査費	一、八〇〇		一、八〇〇
二、選挙費	一三三、七七八	二〇四、四九九	三三八、一九七
三、公債費	一九、五〇〇	一四三、八九五	一六三、八九五
三、諸支出金	九八、〇〇五	五九一、七四五	一、五七三、八〇〇
歳出合計	五〇、四四〇、六五四	一八、九三三、〇四四	六九、三七七、六九八

(ロ) 歳入

科目	町村名	三内村	川上村	合計
一、村税		三、六七九、五〇〇	七、四〇九、三三五	一、〇八八、七五五
二、平衡交付金		三、一〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇
三、財産収入		二〇〇	三、四〇、六〇〇	三、四〇、八〇〇
四、使用料手数料		一四八、三〇〇	二〇、〇〇〇	二六八、三〇〇
五、国庫支出金		一、四〇九、〇〇〇	一、一三三、三〇〇	二、五四二、三〇〇
六、県支出金		一九〇、〇〇〇	三三五、七〇〇	五二五、七〇〇
七、寄附金		五五七、九二二	一〇、〇〇〇	五五七、九二二
八、繰越金		一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
九、繰入金		一九、〇〇〇	二六、一〇〇	四五、一〇〇
一〇、村債		一、〇〇〇		一、〇〇〇
二、繰入金		三、八五三、〇〇八	四三三、六〇〇	三、八五三、〇〇八
三、分担金		一四、一一〇、〇〇〇	三、二七、八〇五	一七、三七七、八〇五
歳入合計		一四、一一〇、〇〇〇	三、二七、八〇五	一七、三七七、八〇五

(四) 歳出

科目	町村名		合計
	三内村	川上村	
一、会議費	五七、六〇〇	一、三六、九〇〇	一、三六、九〇〇
二、役場費	四、〇六、四〇〇	六九、三〇〇	八、〇八一、三五〇
三、消防費	一、〇三七、八四〇	四、〇一、九〇〇	一、三三八、八四〇
四、土木費	一、八五八、八九二	二、〇、〇〇〇	二、五七、三九二
五、教育費	四、〇〇〇、八九九	四、〇七五、三三五	八、〇七六、二三四
六、社会及び労働施設費	一五、三〇〇	六三四、〇〇〇	七八七、三〇〇
七、保健衛生費	一一、四八〇	四三、九〇〇	五五、三八〇
八、産業経済費	八四、七〇〇	九五、八〇〇	一、七六七、五〇〇
九、財産費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、八〇〇
一〇、統計調査費	四、六〇〇	四〇、〇〇〇	四四、六〇〇
一一、選挙費	三、三〇〇	二九、一〇〇	三三、四〇〇
一二、諸支金	一、二三五、三〇〇	七三、〇〇〇	一、九六七、三〇〇
一三、公債費	一九五、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一、三、五〇〇
一四、予備費	一七六、三七五	三〇、〇〇〇	四七六、三七五
歳出合計	一四、一〇〇、〇〇〇	一三、二七、八五五	二七、三三七、八五五

七、教育

学区	町村名		合計
	三内村	川上村	
小学校数	三	二	五
小學校員数	七	二	九
職員数	三	二	五

八、交通

(イ) 道路橋梁

中学校			小学校	
生徒数	職員数	学級数	児童数	児童数
計	計	計	計	計
三六	一〇	一	五五	二七四
一六二	六	一	二六一	四三九
一五四	一六	二	二六二	四三九
二二	二	二	九〇	四三九
四五	九	二	一〇	四三九
七六九	元	元	一、四五五	七三三

(ロ) 車輻

町村名	区分	道路(料)		橋梁(箇所)		備考
		国道	県道	国道	県道	
三内村	計	九	二〇	三	八	九五
川上村	計	一六	二四	七	一	二九
計		二五	四四	一〇	九	一二四

町村名	区分	自動車		自転車	荷積
		乗用車	貨物		
三内村	計	三	一	二	七〇〇
川上村	計	三	一	二	七〇〇
計		六	二	四	一、四〇〇

九、職員数

区分	町村名		計	吏員	其他	計	吏員	其他	計	吏員	其他	計
	三内村	川上村										
町村長事務部局	二	二	二			二			二			二
議事事務部局												
選挙管理委員会												
事務部局												
教育委員会												
農務部局												
農業委員会												
農務部局												
医 師	一		一			一			一			一
看 護 婦												
学校事務職員												
学校小使												
計	二七	九	二六	一	六	二四	三	三	三	一	五	五〇

八、滑川及び明河の一部編入

滑川部落は、古来地理的条件によつて、温泉郡旧三内村、旧川上村との交流が深く、住民の親戚関係も多く、その人情、風俗習慣、生活及び経済等に密接な関係があるので、滑川部落民は町村合併促進法の施行せられるに及んで、滑

川分村委員会を組織し、部落全員署名の下に、温泉郡川内村に滑川地区編入合併をせんものと、旧桜樹村及び中川村、川内村にそれぞれ要望した。

かくて昭和三十一年に到つて、周桑郡丹原町、同田野村、同中川村の三ヶ村を合併して、新丹原町とする機運が熟したため、中川村及び県の関係筋より、滑川部落を川内村が受入を為すようにとの要望あり、川内村としても数回に亘つて村議会で協議検討の末八月七日、滑川地区編入合併を決議した。

かくて昭和三十一年九月一日をもつて、周桑郡中川村大字滑川、大字明河中の字九騎、海上、塩嶽の区域が編入合併川内町となつた。

九、川内町の発足

昭和三十年四月二十五日、新川内村が誕生するに当り、三内、川上両村合併促進委員会、新団体を村とすべきか、町とすべきかについて、研究課題となつたのであるが、川内村はその面積に於ても、人口に於ても、町制を施くによく、旧川上村に於ては、古来讚岐街道の宿駅として、人馬の交通繁く、商工業家軒を並べ、繁華なる町並を呈して、

町制実施の資格が充分である。時に新庁舎の建築も成り、地方自治行政に飛躍進展せんには、滑川部落の合併をみた此の際、町制実施に踏切り、昭和三十一年九月一日をもつて、町制実施、ここに新川内町として、将来の建設計画を樹て、大川内町理想実現のため発足した。

第三編 川内町の歩み (新町建設計画実施状況)

第一章 基本構想

本町は昭和三十年四月二十五日、旧三内村川上村が合併し川内村となり、翌年九月一日、周桑郡中川村大字滑川地区を編入合併し町制を施行し、「川内町」として発足した。

本町の歴史の変遷、並びに現状分析の過程において見られる後進性は、人間的にも社会的にも、割期的転換を必要とする。他面世界的食糧の過剰生産に加えて、所謂最近の豊作貧乏は、日本農業の将来に重大な影響をもたらし、農業を中心の産業とする本町に於ては、抜本的な改善を企図して、これが基盤を確保するとともに、時代の進運に伴い果樹、畜産、養蚕、耕種改善をとり入れた、多角形農業経営を合理的に推進し、又豊富な森林資源を活用して、資本の蓄積に努め、商工業等町民所得水準を向上して、生活の安定をもたらすべく、あらゆる施策を実施する。

これがためには自然的、社会的環境を充実整備して、町

民一致団結の体制を確保するとともに、各種機関団体の有機的結合と、連繋とを保持して円滑なる町政運営に寄与し国県行政に協力して、治山治水、交通産業、教育、文化等本町の重要課題解決に邁進し、以て新町建設の理想実現に努力する。

1、人口、雇傭、所得及び生活水準に関する構想

本町の人口は自然的には、人口増加を辿つて居るが、社会的人口は転出者の増大により減少して居る。これは本町の労働に比しこれを吸収する雇傭事業が少く、僅かに第二時産業の建設業が余剰労力(日傭)を吸収して居る程度で、この建設事業場も、その数が減少し止むなく町外へ転出する事によつて、生活を維持せんとする者が増加の傾向にあることを示す。

今後の生産年令人口と、農家余剰労力は、年々増加すべきは言を俟たない所であり、町民所得水準についても、前述の環境にある単純な耕種中心農業は、経営困難となり、

加うるに農地の零細化、生産年令人口の増加等、生活水準の低下を予測せられる。

これが対策としては、経営の高度化による生産循環と、余剰労力の完全消化の方途を講じ、今後の家族計画と相俟つて、積極的な海外移民及び県外入植対策を確立し、新規産業開発等による諸施策を強力に推進し所得の増大による生活の安定を期するのである。

2、土地利用の高度化、その他、立地条件の整備及び産業の振興に関する構想

本町は山林地帯が七〇%を占める関係上、森林資源を適宜養ひ、林産物の確保を図る。又開墾による畑地帯を開拓し適地適産の実をあげる。平坦地帯に於ては、田畑の生産性を向上する為に、之が基礎条件の整備に努め、旧慣に墮せず農業経営の転換を促すと共に、積極的に農業の振興に努力し、農産物供給地帯としての、凡ゆる方途を講じる。又商工業との連繫を保持して、農産加工、手工業等小企業との関連に於て發展を策する。

3、道路其の他土木交通、通信施設の整備に関する構想

国道道の改修整備を促進し、町道の充実に努め、交通機

関の高度利用の方途を講ずる。建設関係事業を推進して、治山治水は勿論、農業関係、土地改良事業に対しても、之を整備を図る。町内有線放送電話設備の充実に努め、円満な連絡機能を保持し、政治経済各段の發展助長を促進する。

4、教育文化厚生に関する構想

学校教育の目標を基礎学力の向上と、道德教育の實踐におき、師道を確立して個性教育を徹底し、学習指導面に於て人格形成の素地を培ひ、教育効果の向上に努める。此がため環境を整備して学校教育の目的達成に寄与する。社会教育は全町学校としての公民館組織を充実して、各機関、団体との円満なる連絡調整を保持し、住民の教養を高め生活活動に寄与する。

文化教養の高度な進展によつて、精神生活面に於ける凡ゆる活動を助長すべく努力する。

厚生活動に於て保健衛生を徹底して生活環境を清潔にし、健康にして活動的な身体の養成に努める。特に生活改善を推進し、旧慣を打破して新生活運動の基礎を培う為に凡ゆる方途を講ずる。

5、財政及び金融に関する構想

本町は合併当時の公約に基く、各種事業の遂行に全力を傾注したのであるが、健全財政の立場を堅持し、基本財産の造成に努力し、以て本基本計画の基礎を確立する。可能なる財政力の限度に応じ、重点的に施策して経常的支出については、合理的方途を考慮する外、特別会計の支出については、極力独立採算性を以て最大の効果をあげ、経済的原則の維持に努める。起債措置等については、慎重を期し此が償還についても、充分検討を遂げて施行する。

本町の金融機関としては、川上、三内農業協同組合の全面的利用を促進し、町民の利便に寄与すべく努める。

第二章 政 治

昭和三十年四月二十五日、新川内村は目出度誕生の産声をあげたのである。誰を町長にするかと云う事については話合の上、元三内村長大窪晴市氏を推薦、初代の村長とした。助役に田井敏光氏、収入役日野恒好氏と所謂三役は決定した。合併の申合せにより議會議員は今回限り三内地区、川上地区共に十三人宛を選出する事として次表の者が第一回の川内村議會議員に選出せられた。

一、川内村(町)自治関係者、村(町)議會議員

大字	氏 名	当選年月日	退職年月日	退職事由	備考
南方	名越 明香	昭和三〇、五、一〇	昭和三四、四、三	町長選挙立候補に關する退職	
河之内	近藤 朝見	同	昭和三四、五、九	任期満了	
松瀬川	高須賀鉄次郎	同	同	同	
北方	渡部 数太	同	同	同	
河之内	佐伯 惟揚	同	同	同	
北方	松川 玉樹	同	同	同	
南方	菅野 木次郎	同	昭和三、二、三死亡退職		
則之内	龜田 善一	同	昭和三、五、九任期満了		
北方	高須賀 巽	同	同	同	
井内	甘井 清務	同	同	同	
則之内	神野 正策	同	同	同	
南方	菅波 健一	同	同	同	
北方	仙波 親恵	同	同	同	
南方	大西 梅吉	同	同	同	
則之内	北条 胤美	同	昭和三、三、三病氣退職		
南方	永井 為蔵	同	昭和三、五、九任期満了		
同	相原 寿秋	同	同	同	
井内	八木 仲好	同	同	同	
則之内	佐伯 正春	同	同	同	
同	小倉 元一	同	同	同	
徳吉	高須賀 友市	同	同	同	
北方	江戸 常一	同	同	同	

土谷 辰次	同	同	同	同	同
河之内 近藤幸三郎	同	同	同	同	同
同 近藤安長	同	同	同	同	同
松瀬川 渡部 数一	昭和三、五、二〇	昭和三、九、元	死亡退職	渡部数一死	任亡による補
同 今井 春長	昭和三、四、二〇	昭和四、五、九	任期満了		

議會議員は決つた。議長は名越明香氏、副議長には近藤朝見氏が就任した。

新川内町の運営に當つては、公平無私、旧村意識を払拭して和衷協同の精神によつて、只管新村建設計画の実現に努力した。

昭和三十四年任期満了改選により次の如くなつた。

役職	氏名	就職年月日	退職年月日	退職事由	住所
町長	大津晴市	昭和四、五、一〇			大字井内一、九九八番地
助役	田井敏光	昭和四、五、二九			大字松瀬川一番地
収入役	日野恒好	同			大字則之内甲八五五番地

町議會議員 昭和三十四年四月改選

大字	氏名	就任年月日	退職年月日	退職事由	備考
松瀬川	高須賀鉄次郎	昭和四、五、一〇			議長

南方 永井為成	北方 田中正親	同 玉井亀三郎	南方 高橋藤一	同 高須賀利光	松瀬川 今井春長	南方 大西梅吉	潜川 玉井明憲	河之内 近藤朝見	則之内 神野正策	河之内 村上倬美	則之内 宇和川恒行	井内 甘井清務	南方 細川光義	則之内 北条正之	北方 渡部数太	南方 細川繁一	北方 松本義光	潜川 岡田熊五郎	河之内 佐々木喜十郎	南方 田中正一	松瀬川 大野賢一	則之内 佐伯正春	河之内 佐伯秀一	北方 渡部篤雄
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

副議長

二、行政機関

行政委員会	機構	1 三 役 三人 町長、助役、収入役	定例会 三月、七月、九月、十二月 臨時会、随時	常任委員	議員定数
		2 総務課 七人 庶務、議会、選挙、戸籍、消防、統計、文書			
行政委員会	役場	3 税務課 四人 町民税、固定資産税、土地、家屋、雑税		産業経済委員 七人	議員定数
		4 民生保険課 八人 国保、賦課、徴税、民生、衛生			
行政委員会	機構	5 経済課 七人 農業、土木、林業、農業委員会、配給		建設委員 六人	
		6 会計 二人 出納			
行政委員会	役場	7 教育委員会 三人 教育長、書記			
		1 診療所 六人 事務長 1 医師 2 看護婦 3			
行政委員会	監査委員 二人				
行政委員会	固定資産評価審議会委員 五人				
行政委員会	公平委員 五人				
行政委員会	教育委員会 五人				
行政委員会	選挙管理委員会 三人				
行政委員会	農業委員会 二人				

三、川内町役場処務規定

第一章 事務分掌 (係名) 文章を略す。

第一条

- 1、総務課、庶務係、議会係、戸籍係
- 2、税務課、町民税係、固定資産税係
- 3、厚生保険課、民生係、保険係、保健衛生係
- 4、産業経済課、勸業係、林業係、土木係、配給係
- 5、収入役の下に会計係を置く

第二条 各係の事務の分掌を次のとおりとする。

総務課

庶務係

- 一、公印及び町印の保管に関すること。
- 一、職員の内免、分限、懲戒、給与、服務及びその他人事に關すること。
- 一、各種団体の綜合調査に關すること。
- 一、日直及び宿直に關すること。
- 一、歳入出予算に關すること。
- 一、庁舎使用に關すること。
- 一、文章の收受發送、編纂及び保存に關すること。
- 一、官報、県報、及びその他法規の整理に關すること。
- 一、貯蓄に關すること。
- 一、消防に關すること。
- 一、広報に關すること。
- 一、統計調査に關すること。
- 一、自衛隊に關すること。

一、他係の主管に属さないことに関する事。

議 会 係

一、議員に関する事。

戸 籍 係

一、戸籍及び住民登録に関する事。

一、身分及び印鑑の証明に関する事。

一、証明に関する事。

一、犯罪人名簿に関する事。

一、人口動態調査に関する事。

税 務 課

町 民 税 係

一、町民税賦課、徴収に関する事。

一、その他税務に関する事。

固 定 資 産 税 係

一、固定資産税の賦課徴収に関する事。

一、土地及び家屋台帳に関する事。

一、土地改良区費賦課徴収に関する事。

厚 生 保 險 課

民 生 係

一、生活保護に関する事。

一、民生委員に関する事。

一、行旅病人及び行路死人に関する事。

一、優生に関する事。

一、災害救助、赤十字、恩給、住宅その他民生に関する事。

と。

保 險 係

一、国民健康保険に関する事。

一、国民健康保険直営診療所に関する事。

一、日雇労働者保険に関する事。

保 健 衛 生 係

一、保健衛生に関する事。重信町、川内町衛生組合、東

温三ヶ町村伝染病院、墓地、畜犬登録、その他埋葬火葬

認可に関する事。

産 業 経 済 課

勧 業 係

一、商工、農林、水産、耕地及びその他勧業に関する事。

一、地代家賃の統制に関する事。

一、観光に関する事。

林 業 係

一、山林及び山林火入許可に関する事。

土 木 係

一、土木建築に関する事。

一、水防に関する事。

一、土地改良区に関する事。

一、町内電話に関する事。

配 給 係

一、米麦配給事務に関する事。

一、転出、証明書交付に関する事。

会計係

- 一、金銭、有価証券及び物品の出納並に保管に関すること。
- 一、決算に関すること。
- 一、職員の恩給及び健康保険組合に関すること。
- 一、財産の管理及び処分に関すること。
- 一、土地改良区会計に関すること。その他会計に関すること。

○条例

川内町役場の位置条例(昭和三十一年八月三十一日条例第七号)

第一条 地方自治法第一項の規定により川内町役場の位置を川内町大字南方二八六番地に定める。

附則

この条例は昭和三十一年九月八日から施行する。

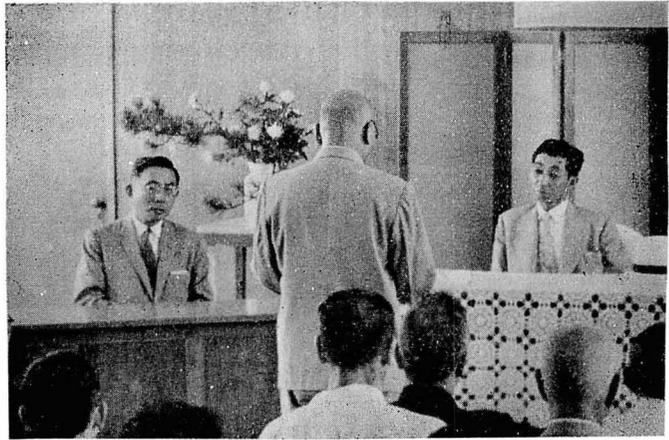
四、川内町役場庁舎建築

旧三内、川上両村合併後は、旧川上村役場を本庁とし旧三内村役場を支所として、新村川内村役場事務を執つていたが、庁舎を建築することは、合併の基本条件であつて、既に、位置問題等研究論議の末、大字南方市場の二八六番地、坂本鎮雄所有の宅地一〇〇四坪と屋敷田一反四畝四歩を居住家屋一〇四坪と共に、二二五万円で譲り受けていたので、昭和三十一年二月十八日第一回協議会を開催、不用



川内町役場庁舎(昭和31年9月竣工)

建物の処分、居住者五世帯の立退、耕作者の離作補償問題等円満幹旋処理の上、建築工事を設計を松山市の後藤種一氏に依頼した。かくて同月村議会に於て、永井為藏、近藤朝



高松宮殿下御来庁（昭和32年8月6日）

見、菅野健一、神野正策、松川玉樹の五氏を選任し、建築管理を委任、又事業者を指名して、同年三月五日指名競争入札を村議会議員全員立会のもとに執行し、請負金額一、

一九〇万円で株式会社大同建設の落札するところとなり、三月十五日起工式を挙行した。

七月末落成の予定であつたが、折柄の梅雨期を迎え、工事は難行し乍らも八月に入つて完成し、新村中央国道十一号線に臨んで、前方表川沿に広々とした田園を見渡した、白壁の殿堂、総坪数二三二、〇九坪二階建鉄筋コンクリートの庁舎が建築された。

そこで九月八日を卜し、滑川地区の編入合併及び町制実施を記念し、合せて庁舎落成の祝賀式を愛媛県知事久松定武氏を始め町内外の関係者代表百余名を招き、祝賀撒餅、町内婦人会主催の演芸会、商工会主催の舞踊大会等多彩な催をなし、三日間に亘る祝賀行事も町民喜びの内にその幕を閉じた。

九月十日役場を新庁舎に移転し、三内出張所を廃止した。

一、新庁舎総敷地

一四二八坪七合

一、建 築 物

本館一階 九五、六七坪 書 庫三、五坪 計九九、一七坪

二階 七八、一七坪 書 庫三、五坪 計八一、六七坪

搭 屋 四六七坪 三階書庫三、五坪 計 八、一七坪

鉄筋建築計

一八九、〇一坪

附属家屋（木造平屋建）

総延坪数

四五、三三坪
二二二、〇八坪

一、事業費

土地買上費

工事費

備品設備費

雑費

計

二、二五〇、〇〇〇円
二二、六九五、〇七八円
七八七、〇〇一円
六六八、二六九円
一六、四〇〇、三四八円

五、川内町表彰さる

昭和三十三年十一月十九日自治庁長官から「新町建設の治績顕著」の廉を以て表彰された。十二月十八日愛媛県

知事室に於て其伝達式が行われ町長は其の面目をほどこした。



川内町 表彰状
大臣自治官 事務長

表 彰 状

愛媛県温泉郡川内町

貴町は発足以来協同一致よくその運営に力を尽し新町建設の実をあげた治績はまことに顕著である。
よつてここに表彰する。

昭和三十三年十一月十九日

国務大臣 愛知 揆一
自治庁長官

次で翌年一月三十日開催全国町村会定期総会において同会長から全国の模範的な優良町村として表彰された。

表 彰 状

愛媛県温泉郡川内町

地方自治の本旨を顕現和衷協同治績見るべきものがある。
よつてここにこれを表彰する。

昭和三十四年一月三十日

全国町村会会長 山本力蔵

第三章 財政状況

二、歳出状況

年	歳出科目	昭和三〇年度		昭和三一年度		昭和三二年度	
		金額	%	金額	%	金額	%
内	国庫支出金	四、八〇二、一八九	五・七	四、〇四〇	四・〇	一三、三五一、七六七	九・〇
内	都道府県支出金	八二七、二八六	一・〇	二七五、四三九	〇・二	五八四、六九七	〇・四
内	寄附金	二、一九九、二九四	二・六	二、三三八、九〇三	二・〇	六、三五一、六六五	四・三
内	繰入金	五、二四九、〇〇〇	六・一	四三三	一八七	三、〇〇〇、〇〇〇	二・〇
内	繰越金	九、七八八、六三三	一一・六	五、五九二、〇〇八	四・九	七、七八〇、二七九	五・三
内	雑収入	六、五九五、〇九七	七・八	五、八七九、八二三	五・三	二、七六六、六五〇	一・九
内	町村債	八〇〇、〇〇〇	〇・九	九、〇〇〇、〇〇〇	七・九	九、四〇〇、〇〇〇	六・三
内	歳入合計	八四、六七七、六四八	一〇〇	一三、三九四、一〇六	一〇〇	一四八、三〇〇、〇七七	一〇〇

年	歳出科目	昭和三〇年度		昭和三一年度		昭和三二年度	
		金額	%	金額	%	金額	%
一、	議会场費	七七七、六七四	一・〇	八五九、〇八二	〇・八	一、一五五、一〇一	〇・九
二、	役場費	八、二六八、八三〇	一〇・三	一〇、〇二二、三一一	一九・二	七、四七三、九〇六	五・八
三、	消防費	一、二八一、三一九	一・四	二、六二五、二三三	二・五	九八二、三〇七	〇・八
四、	土木費	七、六四九、八五九	九・七	七、五〇九、五八六	七・一	六、〇六八、八二二	四・七
五、	教育費	八、〇〇九、七七八	一〇・九	八、一九七、〇〇四	七・八	三三八六六、三三二	二六・三
六、	社会労働施設費	四、三六八、二九三	五・五	二、五七四、六四四	二・四	四七九八、一〇三	三・七
七、	保健衛生費	二六八、四三三	〇・三	三一九、七〇九	〇・三	三六一、四一五	〇・三
八、	産業経済費	三、四四六、五四四	四・三	二、九二〇、三	二・二	三、〇九五、八六五	二・四
九、	財産費	二九、六二九、五三三	三七・五	五三、七九二、六七二	五〇・九	五九、四二〇、五四六	四六・三
十、	統計調査費	七〇、六三八	〇・一	四、六四〇	〇・〇	二八、五五〇	二・四
十一、	選挙費	二九一、四一一	〇・四	一三九、五八一	一・一	六一、六八六	五・一

諸、公	支、債	出、費	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金
三、公	支、債	出、費	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金	出、金
三〇九、七九五	一〇、〇〇四	二六、一	七二九、五九九	〇・七	六、三	一、〇六三、〇〇二	〇・八	八九、五	
一四、四〇七、〇一一	一八・二	一、二三八	七、三三八、九〇〇	六・九	六、六	八、六八八、四四七	六・八	七三、一	
七九〇、五、六〇〇	一〇〇	六、六四	一〇、五六三、八七	一〇〇	九、四〇三、八	一、五〇〇、〇〇〇	一・三	一、一三七、四	
						二八、五三三、三九九	一〇〇	二一八四、九	

第四章 諸官署の整備充実

一、松山地方法務局川内出張所

法務局川上出張所は、明治十九年登記の制度が我国に初めて採用されて以来、松山区裁判所の管内であつた温泉郡

川上、北吉井、南吉井、小野の四ヶ村及び松山区裁判所麻生出張所（現在の祇部出張所）管内であつた温泉郡拜志、

三内の二ヶ村の村当局及び関係有志の熱烈なる要望によつて、明治四十一年六月二十四日、松山地方法務局管内三十

九出張所中第三十三番目の出張所として分割新設が成り同年七月二十日、旧川上村大字北方二千二百六番地所在の岡

井丑雄所有の家屋を地元川上村当局に於て借上げ提供した

仮庁舎によつて発足を見、次いで翌明治四十二年五月十五日同所二、二七九番地に川上村有志九十余名の醸金によつて新営された川上村提供庁舎に移転し、爾來五十年を経過

して、庁舎も次第に老朽となつたので、昭和三十三年十一月二十六日、地元川内町において同町大字南方六〇番地の一に現庁舎を新築して提供し、同年十二月十日移転して今日に至つてゐる。

法務省機構改革及び町村合併実施等により、庁名は当初の松山区裁判所川上出張所が昭和二十二年、松山司法事務局川上出張所となり、同二十四年松山地方法務局川上出張所となり、同三十二年松山地方法務局川内出張所と、順次改称されていった。

当庁の事務内容は、不動産登記、商業登記、各種法人登記、及び土地、建物各台帳事務であるが、不動産の得喪変更又は商事会社及び各種法人等の設置や役員変更等については当庁に於て登録又は登記をしないと第三者に対抗出来ないのが重要な事務である。

当出張所は現在地元川内町及び温泉郡重信町同小野村の

三ヶ町村一田総面積約三百四十平方杆の広い地域を管轄し、土地家屋台帳約十万九千筆、土地建物登記簿約十万七千筆のほか各種商事会社や組合、法人の登記簿等を管理し最近三ヶ年間における年間取扱事務量の概数は登記事件二万件、台帳事件七千二百件、この登記税及び手数料収入は四百二十三万円に上り、中豫地区登記所中、伊豫出張所に次ぐ大登記所となつており、職員は所長以下三名である。現庁舎は敷地約百四十坪、延建坪約六十坪の近代建築で、特に倉庫は鉄筋コンクリートの耐火性永久建築であり、その規模に於て又その建築様式に於て県下全出張所中随一の立派なものであつて、本年度県下三十九出張所中九ヶ庁の廃止決定の情勢下に於て当庁は永久的不動の地位を確保したるものと慶賀の至りである。

因みに歴代所長の氏名左の通りである。

代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
一	古茂田市之丞	明治四、七、三	五	西原徳太郎	一三、三、四
二	隠岐憲太郎	四、四、五	六	西村勇三郎	昭和四、四、八
三	安東貞享	大正三、七、九	七	古茂田信義	一〇、四、四
四	加藤正泰	同 九、三、八	八	柳原敏夫	同 一四、九、六

九	加地喜市	同 一四、三、六	二田 辺	貢	同 三、三、五
一〇	日野三太郎	同 一六、三、三	一三山本 治	生	同 六、八、四
一一	丹下時寛	同 三、三、九	一四正岡 俊	行	同 三、三、四
					(現任)

二、松山地方務局川内出張所庁舎の建築

昭和三十三年三月旧登

記所庁舎の老朽、又法務当局の出張所の統廃合計画により川内出張所の事務量、並に、町民の利用度等を勘案してその存続の必要を認め、改築するの議が興り、大字南方字上砂六〇四番地に土地を

選定して百三十五坪を買

上げた。よつて後藤種一設計士に設計を依頼して、事務所木造平屋建十六坪六合、書庫鉄筋コンクリート二階延十七坪五合、住宅木造平屋二十一坪五合、計五十五坪六合を建築することとなり、同年七月二十八日、六業者を選び請負入札をなし、結果大同建設と百七十五万円にて契約を締



松山地方務局川内出張所

結、同年八月三日松山地方務局長等を招いて、地鎮祭を執行工事に着手する。

同年十一月二十六日その竣工をみる。

総工費 計一、〇二三、八四六円也

敷地買上費

一七五、四二二円

工事費（建築費敷地造成費その他）

一、八一七、二五〇円

雑費

三一、一七四円

三、県営重信川流域治山事務所

温泉郡治山事務所の概況

ある国土の変遷が、その民族消長の歴史をあらわすことが尠くないのである。わが郡のように土地の七割が山野である場合は、山林の推移は極めて大きな意義をもつものであつて、古くから我々の為政者たちのうちに、山を治めることを施政の基とした者が、すくなくないのである。

わが温泉郡の治山事業の歴史は、かなり永いのであるが国の施政のうちに取入れられてからは、未だ四十余年にすぎない。即ち明治維新後未だ新たな森林制度が整備せられないうちに一方には産業開発、土地開拓の機運が勃興した為各地の森林は乱伐せられ荒廃の一途をたどりつつあつた。そこで明治八年に林野の官有区分が行われ、明治十四

年農商務省設置と共に、山林局出張所を置き、同十九年には二十一林区を設立し、国有管理の面目を一新した。しかし民有林の荒廃著しく森林法制定の必要に迫られ、明治三十年に森林法が發布せられ、公私有林はこの法律の下に取扱われ、保安林を設けて、森林を荒廃から保護するとともに、積極的に治山工事が行われるようになった。

本県においても大正初年間に初めて、主として島嶼部兼山地帯の森林緑化を期して、その名称も地磐保護工事と名付け、砂防工事を施行していたが、その後重信川流域の土砂流出著しく、下流の人家、耕地堤防は、毎年甚大な被害を受け、これを放置せんかその及ぼす災害は、民生の安定、産業経済に多大の障害を惹起するので、昭和三年度に於て事業名称も荒廢林地復旧工事に改称し、崩壊山腹の復旧に鋭意努力して来たが、昭和十八年同二十年の豪雨に、大災害を蒙り特に松瀬川、河之内、井内に於ては隨所に山地崩壊が発生し人家の埋没、道路の決潰、橋梁耕地の流失等、その被害激甚にして、その早急復旧は必須とせられ、爾後高度の技術と最大限の予算を導入して、復旧事業に邁進し現在に及んでいるものである。

尚その間においても林務課は重信町とともに川内町を重要地域として指定し流域全体の林野保全計画を樹立し、万全の復旧に着手すると共に、重信川流域中心部川内町大字北方に、治山事業事務所を設立し、（昭和二十九年三月）北条市、松山市、温泉郡を所管とする左記治山業務を実施している。

記

- 一、崩壊地復旧事業
- 一、溪間崩壊防止事業
- 一、はげ山復旧事業
- 一、山腹崩壊防止事業
- 一、地すべり防止事業
- 一、水源林造成事業

ちなみに昭和二十七年以降現在（昭和三十三年度を含む）までの実績は面積において二五町歩施業経費五、一九〇万円である。

尚昭和三十三年度において民有林野荒廃現況細分調査を実施し管内荒廃林地の実体を把握して、年度計画に基き事業施行を図り、民生の安定、産業経済の発展に寄与せんとしている。

現在事務所職員は事業主任以下八名である。

四、松山営林署川上担当区事務所（大字南方市場）

明治維新以降、国有林野の保護管理を旨として、設置せられた保護区は、大正の末期、担当区と改名され、現在に至っているわけであるが、昭和二十五年一月二十七日、当区内利山事業所失火の際、事務所参考書類一切を焼失し、その沿革を知ることができないことは残念である。

(一) 担当区内の概要

- 1、川上担当区事務所の位置 温泉郡川内町大字南方市場
- 2、担当区域町村名 川内町（一部を除く）、重信町、小野村、石井村、浮穴村
- 3、管轄 国有林並びに官行造林地

国有林所在地は川内町大字井内及び大字河之内、重信町大字上林の一団地であり、石槌山系山脈を南西に縦走し、温泉郡、上浮穴郡の郡界線をなしている。

土地は急傾斜地が多く、治山治水その他により全山水源涵養保安林に指定されている。

公有林野官行造林地は、大字北方に約百余ヘクタールを有し、樹令約三十余年に達し良好な造林地である。

4、町村別担当面積（単位ヘクタール）

町村名	国有林面積		官行造林地面積	
川内町	天然林	人工林	一〇六	ヒノキ
	四六七	二八五		マツ
重信町	天然林	人工林	〇	四三
	三七九	一九三		〇
	一八六			〇

(二) 事業概要

- 1、造林事業、地瘠、植付、手入刈、つる切、歩道の新設補修、防水線の整備、病虫害の防除等。
- 2、治山事業 国有林内の崩壊地の復旧事業。
- 3、収穫事業 天然生林の立木を売却う為の収穫調査、その他人工造林地の間伐調査等の事業。
- 4、その他の事業 境界の整備、盗誤伐の防止等、国有林並びに官行造林地の保護管理に関する事業等。

(三) 労務関係の概要

事業の性格上労力を要する期間が、季節的、断続的である為、地元住民の農林業の副業として、その供給を受け、延人員も数千人に及んでいる。

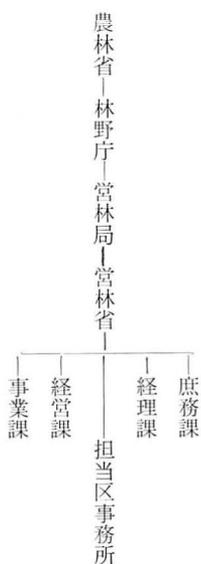
地元住民の国有林に対する関心は深く、常に誠意をもつて事業に協力し、円滑な事業運営がなされていることに對

し、当局は衷心より感謝している。

官職名	氏名	勤務期間
農林技官	北村 進	不明
農林事務官	有沢 辰生	同
農林技官	布山 峯男	同
農林技官	多賀 根巖	自昭和二年 至昭和四年
同	向成 一八	二四年
農林事務官	小山 四郎	二五年六月
同	小松 吉伸	二九年
農林技官	松本 文夫	三一年
		現在

現場指導員 渡部寅吉 村上鹿十

(四) 管理組織（昭和三二年四月一日現在）



第五章 交通、通信

一、道路、橋梁その他土木施設の整備

1、国道十一号線改修工事（松山小松間）

国道十一号線は国道二十四号線として従来も本町内を通過していたが交通発達のため路面の損傷甚だしくそれに幅員の増加、路線の変更等の必要を生じ元川上、三内、桜樹等の関係町村で促進期成同盟を作り関係官庁に陳情をなし、昭和二十七年から工事が進行された、其の間地元としての本町も常に協力態勢を整え其潰地代金及び関係補償等をなして工事の進捗に助力している。

国道十一号線潰地代金及補償額

年 度	補償金額	基 準	額
昭和二十七年	一七、五二四	田反当九万円畑反当六万円	
" 二八年	六五、七七	同	
" 二九年	二八、七九	同	
" 三〇年	二、〇六、三三	田反当一八万円 畑一〇、八万円	
" 三一年	四九、〇〇	同	
" 三二年	六〇、〇〇	負担金（事業費の百分ノ二）	
" 三三年	六三、〇〇	同	
合 計	七、四七、九六		

2、其の他

町道橋梁復旧状況

四ヶ所

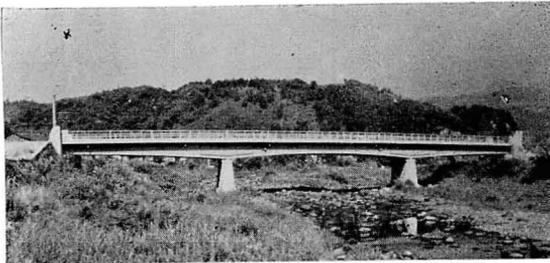
三、四〇〇千円

災害復旧状況

二ヶ所 一一一、五四〇千円

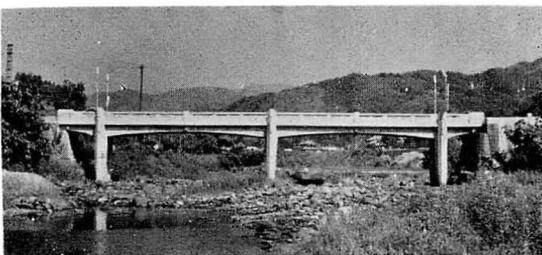
県道弘形〜横河原停車場線法界門橋を永久橋に、河之内徳吉地内表川護岸工事を町立替工事で施行、その他堰堤、砂防、護岸工事が県、建設省で施行されている。

3、橋 梁



川内 橋

（昭和31年4月竣工）



法界門 橋

（昭和32年5月竣工）

番号	橋名	延長	幅員	架設年次	工種	種	総工費	町負担	備考
一	川内橋	五・七 ^米	七・〇 ^米	昭和三、四	橋台、橋脚工基鉄筋コンクリート造 (ゲルバー桁鉄筋コンクリート床板)		一三、四七〇、〇〇〇 ^円	二六九、四〇〇 ^円	国道十一号線 負担率百分二
二	井内川橋	三・五	八・〇	三、六	鉄筋コンクリート拱橋		三、九〇〇、〇〇〇	七六、〇〇〇	同
三	本谷橋	五・五	三・〇	三、三	コンクリート構造潜橋		一、七五〇、〇〇〇	五四三、八七一	災害復旧 補助率〇・六七
四	法界門橋	三・四六	三・六	三、五	橋台、橋脚工基鉄筋コンクリート造 (ラーメン桁鉄筋コンクリート床板)		二、四九五、〇〇〇	一、四九、五四	県道 負担率百分四六
五	板屋の子橋	一五・七	三・二五	三、二	橋台、鉄筋コンクリート造 (ラーメン桁鉄筋コンクリート床板)		九〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	新町建設 全事業費百分三
六	三軒屋橋	一四・五	三・五	三、二	橋台、橋脚工基鉄筋コンクリート造 (ラーメン桁鉄筋コンクリート床板)		七〇〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇	同
七	中坪野橋	五・六	四・〇	三、三	コンクリート構造拱橋		五六、七〇〇	三九、六三	災害復旧 〇・六六七
八	上砂橋	七・八	四・五	三、八	鉄筋コンクリート桁 鉄筋コンクリート床板		三九八、〇〇〇	二九、〇〇〇	県道負担率 百分の三〇
九	弓折橋	三・五	五・〇	三、〇	コンクリート構造拱橋		三九〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	同
一〇	海上橋	一三・〇	三・六	三、三	橋台、鉄筋コンクリート造 (T字桁鉄筋コンクリート床板)		八〇〇、〇〇〇	五七五、〇〇〇	災害復旧 〇・三〇
合計							二五、三九九、七〇〇	四、三八一、七五六	

二、建設省国道十一号線工事々務所

一、所在 愛媛県温泉郡川内町大字則之内永野甲二、

四八八及び一、八八一

二、設立 昭和三十三年十一月八日

三、目的 国道十一号線の改良及び舗装工事

四、事業内容 国道十一号線はもと二十四号線と称せら

れ松山市、川内町、西条市、丸亀市、高松市を経て徳

島市に至る四国北部の主要都市を結ぶ延長二四四・七

料の重要幹線道路である。

五、国道整備十ヶ年計画 昭和三十一年度に於て松山市より小松町安井に至る延長三四・七料の区間について改良工事二十億四千万円、舗装工事五億五千万円をもつて十ヶ年計画を樹立した。その内容、改良工事について車道幅員、都市計画区域二十五米 \times 十七・五米。

松山 \rightarrow 川内町一ヶ谷九・〇米 \times 七・五米。一ヶ谷 \rightarrow 安井六・五米。橋梁、橋長二〇米以上のもの十橋。

国道十一号線は永野から則之内徳吉を経て根引を通つて土谷へ出る予定である。

三、川内郵便局の概況

1、川内郵便局の沿革

落政時代から明治の初期に於ける庶民の通信は、飛脚によつて交通せられたのである。昔の川上駅は讃岐街道の要衝であつて、陸路飛脚の中継所であつた。

現在の宮西区、中之町区を西町と呼び、大宮社前から以東を、東町と云つて市場があつた。（市場の地名今に残つている）伝馬所もあつて、地方文化の中心地であつた。

明治四年我が国に郵便制度が布かれ伝馬所から、国営の

郵便取扱所に切替られ、明治七年十一月十六日、川上郵便局の誕生となつて愛媛県で第四番目の局となつた。

初代の所長は、宇和川虎太郎氏である。当時は郵便制度の揺籃時代とも云うべく、官尊思想に依存した頃だから所長となるには、相当有力者であつて財力によつたものであらう。

開局したが郵便事務のみで、受持範囲は旧南北吉井、拝志、川上、三内に跨つていて、しかも此の事は大正六年六月に田窪郵便局が置かれるまで、四十三年間の長きに及んだ。

此の間、東豫及阪神方面行きの郵便及び小包は川上局で継越し、大きな梓車で小松まで運搬し、椋皮峠で山賊でも出たらと云うのでピストルを所持して行つたと云うのも、今は夢物語となつたが、昭和二年四月国鉄が松山駅へ開通するまで続いた。

電信機は、明治四十三年十二月に設置せられ、モールス信号により一打一瞬にして、千里の音便も交換し時代の寵児赤塗自転車で滑川、山之内、上林の奥まで配達し通信のスピード振を發揮し世の安寧と幸福に寄与したものである。

電話は、町内約三〇〇個、公衆電話約八〇個、全町内の隅々にまで行渡つて、その恩恵に浴しているが、そもそも囁矢は、大正十二年二月松山、川上電話線が架設せられてからで、「電話の一人ごと」と言つて物珍らしがったのも、笑えない「エピソード」である。

郵便物の運搬は、伊豫鉄横河原駅まで赴き、此処で受渡をしていたが、現在は赤塗の専用自動車が一、二回、松山、砥部、久谷、田窪を廻つて迅速に運搬されている。

明治初年国家財政不如意の下に、全国一齊に置局した關係で低賃銀制を採つたため、郵便局の経費等請負制で発足したので、従業員の給料物件費等すべて、局長の意図のままで、比較的恵まれぬ状態であつたが、昭和十二年十月、六十五年の永きに及んだこの制度も改められ、世の進運と共に待遇が改善せられ、国の直轄支弁となつて国家公務員として、従業員の身分が安定した。

星移り年變りて、川上郵便局設置以来、八十六年の現在では、愛媛県下中位の局勢で、平和な農村環境に恵まれてはいるが、特別な産業文化施設もないまゝに、大幅な躍進は見られない。現在局長以下二十二名の従業員は、公衆サ

ービスの向上と貯蓄の増強に精励している。

2、川内郵便局の年表

初代	二代	三代	四代	五代	位順
川和字 太郎虎川	渡邊 弘満	城謙三	城同 寛平	坂本 直公	局長
宮田 東敏 東光	重松 下松 町院	川上 巡査 所在	同所	中之丸 商店 東月	局舎 位置 間
十九 年	五月	二月	六月	七月	設置 年月
明治七、二 長任命	二、三、三 局長辞任	二、三、三 局長任命	三、七、九 小包郵便取扱開始	三、五、二〇 局長就任	事
東豫行南豫行中継所 郵便貯金事務開始 為替事務開始	局長交替の時期不詳	局長辞任	局長任命	電信事務取扱開始 田窪局開設 簡易保險事務取扱開始	項
川内町全 飛脚川上伝馬所 廃止	三代川上村 に就任している	城のぶ子は謙三 の次女である	城寛平は謙三の 四男である		備考

1、基礎調査 目的達成のため、基礎調査の重要なにより、町内を四十五区域に分け、基礎調査を行った。

2、年度実施計画 町内農林関係指導者が、計画を樹立し特に農村建設青年班を編成し、これを振興計画推進母体として、第一年次には次のような事から手をつけた。

(1) 土地条件の整備、「耕地培養計画」 酸性土壤の改良を旨し、全町三ヶ所にモデル地区を設置して実施。

「農地保全」土留植物を栽培して行う。「用水路設置」 「溜池修繕」 松瀬川笠坪池及則之内の池一ヶ所を修理、水不足をなくして増産をする。「農地整備」 小

団地開発指定を受けてやる。

(2) 農地拡張、「開墾計画」 河之内、井内の部落に開墾可能地を開墾せしめて、桑樹を新植する。

(3) 農地利用の高度化、滑川、河之内、土谷、其他井内地区は、寒冷であつて稲作の時期が遅れて、裏作が出来ない。よつてモデル地区を設置して、収益性を高めるため、大平農事組合に耕耘機購入、秋馬鈴薯、そ菜、

麦類、飼料作物栽培等を行う。

(4) 山林原野利用高度化、優良牧草類の導入。栄養価の

高い優良牧草を普及する。

(5) 耕種の改良、寒冷地水稻栽培改善、水稻健苗育成をなし、早植栽培を奨励し、採種圃を設置し、病虫害防除対策等をたてて動噴機を購入した。

(6) 労力の合理化、動力農機具共同購入、「農業改良資金」で共同購入、労力の節減をはかる。索道をつけるとか、共同作業所を設置する。

(7) 果樹園芸の振興 みかん、梨、桃等の適作地を選定し、果樹園の増反をはかる。

(8) 畜産振興、農家副業奨励のため、導入計画、飼料計画を樹て本年度乳牛十五、和牛二五、綿羊三〇、山羊四〇、鶏四〇〇羽を「有畜農家創設資金」により導入。「家畜管理所」を則之内に施設す。

(9) 養蚕振興、本町山間部に多い畑作地帯に雑穀、煙草に代る桑園を計画し、養蚕を導入する。本年度河之内、大工原、井内、和田丸、惣田谷に桑園三町歩を実施する。

(10) 林業振興、本地域は全町の七〇%に余る面積の山林を有し、毎年三五〇町歩が無計画に伐採せられておる

ので、これを放置せんか、雑木山、草山と荒廢して行くので、計画伐採と松山地区を除く外は、伐採後二年以内に植林をして空地をなくする。

その他年産九万俵に余る製炭が、無計画のままであるから其改善策として、松瀬川、及び相之谷へモデル改良窯を設置して、一般へ普及を企図している。

又奥地林道の開発計画を樹てて、本年度五ヶ所三、八〇米を実施する。

(11) 農村中堅青年の育成、建設計画の推進母体として、養成する。

(12) 生活改善、農家簿記普及を計り、生活改善を記帳生活に置き、台所改善、便所の改良等をもなす。

二、第二年度

1、新農村特別助成事業、本年度は、水利施設が認められるようになったので、土地改良区の水路、農道改修に重点を置き、総事業費六十万円余の内、三百九十三万円をこの施設に充て、補助金百七万七千円となっている。

共同利用農機具は事業費百二十三万円、開墾事業費は

百五万円で、補助金の総額百八十九万円で地元負担の内八割が公庫の融資である。本年度の負担は残り二割となり営農上の便宜は大きい。

2、三内地区が小団地事業地域に指定せられ、農道、水路等の事業が認められ、国庫補助は新農村と、同率で総額二百六十万円補助金七十二万円である。

3、青年建設班、昨年二回に亘つて開講した農村青年建設班は、終業後も農士会として、挺身活動を続け、第一期生は、町有林内、約二町歩の植林を行い、毎年之が育成のため、共同作業で下蒔を行っているが、二期生も植林をする。

4、酪農学校、農業の多角的経営を目ざし、其の現金収入を計る事も、新農村の課題の一つである。乳牛を飼つて、酪農と米麦作、酪農と果樹栽培を組合せた、総合経営を目指して営農している酪農家同志が、北海道札幌農学園の分校を設け、町長を校長として、八月二十四日本部から吉水統氏の派遣を願ひ、三十名の生徒を迎え、役場で開校式をあげた。本校は通信教授を主とするが、特別講師の派遣もあり、広く県内の有力者

の指導、愛大の教授等の指導を乞い、毎年度二十名を募集し二ケ年で卒業させ、青年酪農家を養成する。

5、養蚕、生糸が貿易品であるから、価格の変動が大きいので、前途を憂慮されるけれども、畑作地帯の山間部等で、大豆や、小豆を作るよりは有利だと云う。堅実な経営方針で指導している。

昭和三十三年度秋蚕概要

組合戸数	一一戸
桑園面積	二町七反
掃立	九〇瓦
取繭量(精まい)	七七貫
収入見込金額	九八、〇〇〇円
稚蚕共同飼育	六日間(一、二、令湯山飼育所)
自家飼育	二〇日間(三、四、五令)
出荷	九月二六日

三、今後の課題

今後の産業振興については、土地気象等、自然的な制約下にある本町の特殊性に鑑み、第一に米麦を経営の中心とした、振興策を考えるべきであろう。次で林業、畜産を取入れ、適地適産を考慮し、果樹、養蚕、特用作物(葉たば

こ、みつまた)畑地振興対策を加えた多角経営を推進して行くべきであろう。

1、米麦作

特に稲作については、積極的に土地改良事業、灌漑、排水施設の整備を早急に行い、生産増強を計り、加えて農業技術の徹底的な普及を行い、生産増強を計り、農業技術の徹底的な普及を行い、更に農機具等の近代化施設を導入して、労働生産性の向上に努め、極力生産費の引下げを行う。これがためには農家個々の自覚と共同化が必要であろう。麦作については先ず一毛作田は暗渠排水を施し二毛田として、反当収量の増収を計り、極度の生産費切下げに一段の改善を必要とする。

2、林業

適地適木を考慮して、遊休地については早急に人工植栽等により、収益性の上る造林地とし、林業技術の普及を計り、畜積増強に努める一方、治山治水を考慮しつつ、計画的伐採を行い、更に町道を整備して扶育搬出を便ならしめる。

3、畜産

立地的な好条件に恵まれている本町としては、牧野改良、飼料畑の拡充等により、自給飼料の需給を計り、特に酪農については、乳牛導入を奨励し、生乳の流通面を考慮しつつ、今後大いに振興すべき事項であろう。更に酪農は資本投下が大きく、加えて高度の飼育技術と、専門的な知識が必要なため、基礎的な技術指導が望ましい。

4、果 樹

最近の果樹園芸については、全国的な風潮により、急速に新植栽培も行われているが、品質の向上と増収を目的に、施肥の改善その他灌水設備を、整備し生産性を更に向上せしめる。将来の消費の拡大の見込みは相当伸張の余地はあるが、立地条件等を考慮して、指導奨励すべきであろう。

5、養蚕特用作物

養蚕については、農家婦女子の副業として、昭和三十二年度より、奨励指導して来たのであるが、果樹其の他特用作物等の不適地に対して、今後飼育の改善（手間条桑育）を通じ、出来れば畜産と結びつけたら良いであろう。

特用作物については、制度的な保護施策のあるものについて、適地適作を第一として、今後持続して行くべきであろう。

その他の物については、充分流通面を考慮し指導すべきである。価格変動の大なるもの、又は貯蔵輸送等の困難なるものについては研究を要する。

以上畑作については、一般的に高度利用がされていないが、今後は土壌改良、耕地保全等、人工改良を加えて、更に畑地灌水等総合的な振興を計るならば、相当増収が期待される余地がある。

四、川内町農村青年建設班

農業を主産業とする本町は、新農村建設計画を策定し、着々実践に努力しているが、この計画を強く進めるには、青年に俟つべしと、農村青年建設班を編成し、農林業の知識技術の習得と、組織的な実践力の強化を図り、農村中堅青年を養成し、青年の自発的意志に基づくグループ活動を中心に、村づくり推進母体を作り、最終目的達成へ、強力に推進し度いとの構想の下に、昭和三十二年十二月一日より発足したのである。

一、方 針

青年が我が郷土を愛し、郷土建設を目ざして共同精神を体得し、農業知識や、技術を修得し実践力を身につけることは、青年自立のためにも、郷土の爲にも重要な事である。これがために、川内町在住の青年を対象に青年建設班を設置して、これを育成強化して青年の自主的活動によつて、将来の郷土建設を計るのである。

二、要 領

- 1、編成並びに運営、当建設班は、川内町営とし、町全域の青年男子（十八才〜二十五才）を、対象として希望者を募集、班員二五名（期間は概ね二ヶ月間）をもつて班を編成する。運営は班員自身の自主的な考えの下に、勤労、学習生活が一体となつて行われるようにする。
- 2、作業、別に定める公共性のある事業に集団的に仕向く。又実習のための測量、機械器具の使用をする。各事業主よりの協力援助を受ける様話合う。
- 3、共同生活、期間中は、全員川内公民館に合宿し、共同生活を通じて、健全な生活態度及び、自治に対する能力を養う。合宿中の食費は、作業収入によつて賄う。
- 4、学習及び実習の方針
 - (イ) この建設班の目的が、将来の村づくりであるから、班員は郷土の実情を研究し、討議し、将来の建設目標共同樹立のため、知識技能の習得、農業知識の習得によつて、自立の方向を定め、特に生活記録の作成を行つて、共同生活の意義を昇める。
 - (ロ) 学習は、町内外の有識者の講義、機械類の使用実習研究、作業との関係を考慮して、最小一週十二時間とする。
 - (ハ) 班員は自主的運営をするため、細部の計画実施は協議によつて決める。

三、青年建設班開講

昭和三十二年度二回と、同三十三年度二回と、元三内村役場を道場として開講、第四期生を卒業させた。

将来の本町を担つて立つ青年の養成には、多大の期待をかけているが、青年の二ヶ月の共同生活、共同学習はやがて、将来町発展に寄与する所が大であらう。

五、農業委員会

これまで農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会があつて、それぞれ別々に仕事をしてきたが、この三者間には、関連した事項が少くないので、これを統合するため、昭和二十六年三月三十一日に、第十回国会で農業委員会が成立し、同年七月実施、これによつて農業委員会はこれまでの三種の委員会の仕事を引継ぐことになつた。

委員会は、町の農業全般の問題を、農民自身の考え方と相互の協力とによつて、決定し実行していくものであつて、其の任務としては、自作農の創設維持、農地調整、農地の交換分合、争議の防止などを実行すると共に、農業振興計画樹立推進について建議する。委員の定数は十五名、町長の選任した五名の委員によつて構成され、更に昭和二十九年七月以降の法律改正によつて、改選が行はれ、この委員は選挙による十五名の委員、農業協同組合、農業共済組合が推薦した委員、及び町議会の推薦した委員を、町長が選任した八名の委員とによつて構成せられる。

本町に於ける選挙による委員定数は十五名、総委員数二十三名。

事務局には農地主事一名、其他の職員二名。

尚本町合併当時は農業委員会は二つになつていて当時の

三内地区 会長は 近藤義清（則之内）

昭和二十九年七月二十日就任
昭和三十二年七月十九日退職

同 副会長は 近藤朝見（河之内）

昭和二十九年七月二十日就任
昭和三十二年七月十九日退職

川上地区 会長は 大西時久（吉久）

同 副会長は 大石清（松瀬川）

昭和三十年七月二十日就任
昭和三十二年七月十九日退職

昭和二十九年七月二十日就任
昭和三十二年七月十九日退職

本町に於ける三内地区川上地区の二つの委員会は合併されて

会長は 渡部鹿太郎（南方）

昭和三十二年七月二十日就任

副会長は 近藤朝見（河之内）

昭和三十二年七月二十日就任

次会長は 橋本平太郎（北方）

昭和三十四年五月八日就任

次副会長は 近藤朝見（河之内）

昭和三十二年七月二十日就任

川内町農業委員会委員（昭和三十二年七月改選）

橋本平太郎 松本文市 森 秋平

仙波推数 玉井信義 高須賀 登

戒能順太 近藤貴志男 渡部 虎市

八木駒市 三河 績 細川 繁一

富久富晴 高橋 藤一 佐伯孫四郎

池川光永 近藤朝見 高須賀鉄次郎

田井野又一 橋本義之 宇和川恒行

渡部愛次郎 渡部鹿太郎

六、川内町の商工業（昔と今）

変遷

商工業の盛衰は道路の変遷と交通機関の進歩発達とに依つて其の被むる影響が多い。本町に於ける国道は周桑郡丹原町より本町字土谷田嶽に入り本町を通つて重信町に至る延長凡そ十六キロメートルに及んでいる。その沿線である川上は昔は宿泊地（駅馬）川上駅伝馬屋があつて往来は活気を呈し、東温地方に於ける文化の中心であつて諸国の旅商人等の出入盛んで市場等もあつて繁昌を極めた。

明治維新後は、免許制の廃止によつて諸民自由に商業を営む様に改正されて商店は益々増加し、明治二十三年町村制実施当時は本町商工業の隆盛時代であつたらしい。以来車馬の往来繁くなるにつれ国道は明治三十五年十月に至り桜三里中山越が竣工し、旧道は全くさびれて来たのであつた。改修以来も盛んであつたこの駅町も国鉄豫讃線が松山市に延長され（昭和二年四月）てからは、車馬の交通旅人の往来は全く減じた為、宿屋業、飲食業、酒屋、馬車、人力車、其の他商工業は次第に衰へるに至つた。伊豫鉄バス其の他交通機関の急速の進歩発達により本町沿線の商工業

の今後の経営は非常なる困難を豫想される状態となつた。

本町制を施かれるに及んでの建設計画によると

商工業計画

川内町には現在一億七千万円に余る農業収入があり、此の副産物としての余剰物資を全面的に利用し工業の発展を計り度い。又、業工関係は相当量東豫方面に流通しているが、町内有志による共同作業場を設け副業対策として工業を主体とする軽工業を促進する。

1、商業観光計画

川内町には約三百五十戸の商店があり、川内公園観光施設と相俟ち対外的な発展をとげる様計り度い。その為町内に商工観光に関する協議会を設け年次計画を樹てる。

2、商業機構の整備

川内町商工組合を整備充実し、組織による商業発展を計る様したい。

3、市場開拓

現在川内町には市場を持たず。此れは農林業の経営に大きな障害となつている。九百五十町歩の農地、六、

三五〇町の山林物資の市場としての機構を整備することとは、今後の経営に大きな意義を有する。尚、その他農産物については農協を主体として共同出荷場を開きその販路開拓に努める。

観光施設の充実

施設名	事業内容	事業主体	事業費	事業対策
川内公園	公園施設	川内町	三十二年度 十万八千円 三十三年度 十万八千円 三十四年度 以降 毎年十万円	川内公園、白猪滝、笠方ダムを結ぶ観光施設を充実する 児童遊園地、緑地帯整備

七、川内町商工会（現況）

沿革

本町発足以前川上村商工会と称して、昭和二十四年三月十四日旧川上村内商工業者相寄つて改良発達、並に会員の福利増進を図るため設立した。

事業内容活動状況

(一) 商工業の改良発達を図るに必要な調査研究施設を為す。

- (二) 会員相互の徳義を進め信用の向上を図る。
- (三) 会員相互の意志の疏通を図り必要に応じ一致の行動をなす。

(四) 営業上に関し官庁の諮問に応じ又、建議上申をなす。知徳練磨のため講習会を開き又は研修見学す。

(五) 商工業に関する功労者優良従業員の表彰をなす。会員数は左の如し。(其他役員氏名商店種別省略す)

- 昭和二十四年 一八一名
- ” 二十五年 一七三名
- ” 二十六年 一四五名
- ” 二十八年 一二二名
- ” 三十年 一三〇名

昭和三十年四月三内村、川上村両村合併に依り同年六月川内村商工会と名称を変更せらる。更に三十一年九月滑川地区合併編入と同時に町制を施き、川内町商工会と名称が変更され現在に至る。

第七章 教育文化施設の

統合整備

一、統合川内中学校建築

三内、川上両村が合併するや、新村建設計画に基いて、一村一中学校を目標にして、その建築統合は昭和三十五年までに、川内村役場新庁舎附近より三内中学校に至る間に建築すると定めた。

昭和三十一年九月には、滑川地区が合併し同時に町制を布いて川内町となつて、三内、川上、松瀬川、滑川の四中学校を一校とすることになつた。さて統合するについては生徒の通学距離問題、旧校舎への愛着等議論の的となつたが、結局、

(一) 一中学校とすることによつて、全町の人心を統合し融和団結の精神を培うことができる。

(二) 生徒がより大きな舞台で勉強し研鑽することができ

る。

(三) 教員陣容及設備の充実によつて、教育効果が挙る。

(四) 経費が減少する。四中学校の場合一ケ年の経費は大體二百五六十万円の位のものであるが、統合した場合は、年間六、七十万円の費用が節約できる。

全町民も中学校教育は、義務教育最終であり仕上げの学校である事から、統合に多くの希望と期待をかけ、愈々統合校舎建築へ出発した。

一、昭和三十一年六月、川内村中学校統合研究準備会を、議会、教育委員会、中学校長等二十名を委員として委嘱し敷地予想地の実状研究及び校舎建築等、具体的想定のもとに取掛つた。

一、翌昭和三十三年三月統合委員会として、準備委員会は一步前進。小中学校長、PTA会長、農業委員会、農協長、婦人会長、青年団長、学識経験者等六九人で再編成。専門委員十一人、土地交渉委員二十八人を選任して実施段階に入つた。

一、統合中学校々地候補地として、川内町役場前、天神町、上り畑、応観寺東、三内中学校等があげられたが、調査検討の末、他は何れも難点ありとして、役場前を最適地として、耕地面積一六、五一八歩(所有者二十二名)の

農地買上げ交渉に着手したのであるが、零細農家が多く、また当該地が上田である等の理由から、交渉は難行を続け、耕作者会及び耕作者代表者会と交渉を重ねること二十余回に及んだ。

一、同年六月十八日、町議会協議会に於て交渉委員、耕作者代表と協議。八月十日町議会に於て反当六十三万円で購入入れをなす決議を行い、茲にいよいよ中学校建築の基礎ができた。

川内中学校建設用地買収に當つて所有者菅野仲次は自己関係田、一反七畝五歩の自己取得分、金五十一万五千円也を中学校建築のため寄附した。町はこれに感謝状を贈つた。

一、建築計画、土地交渉と合せて、建築計画につき種々検討の末、三ヶ年計画事業として着手することとなり

第一期工事（昭和三十一年度）

学校用地六、〇〇〇坪	一一、六〇〇、〇〇〇円
学校用地整地費	三、四三〇、〇〇〇円
鉄筋コンクリート校舎六〇三坪	三三、五六二、〇〇〇円
木造校舎（移築）一九二坪	二、八八〇、〇〇〇円

雑費

計

第二期工事（昭和三十三年度）

木造校舎（移築）五二七坪

諸費

計

第三期工事（昭和三十四年度）

鉄筋講堂（一八〇坪）

門並びに周囲塀工事

諸費

計

合 計

右財源として

第一期工事分

国庫補助金

起 債

町 負 担

計

第二期工事分

町 負 担

計

第三期工事分

国庫補助金

二、四〇二、〇〇〇円
五三、八七四、〇〇〇円

七、九〇五、〇〇〇円

七一五、〇〇〇円

八、六二〇、〇〇〇円

九、七二〇、〇〇〇円

二六五、〇〇〇円

一、二〇六、〇〇〇円

一一、一九一、〇〇〇円

七三、六八五、〇〇〇円

一四、三二四、〇〇〇円

一四、三二四、〇〇〇円

二五、二四六、〇〇〇円

五三、八七四、〇〇〇円

八、六二〇、〇〇〇円

八、六二〇、〇〇〇円

三、二二〇、〇〇〇円

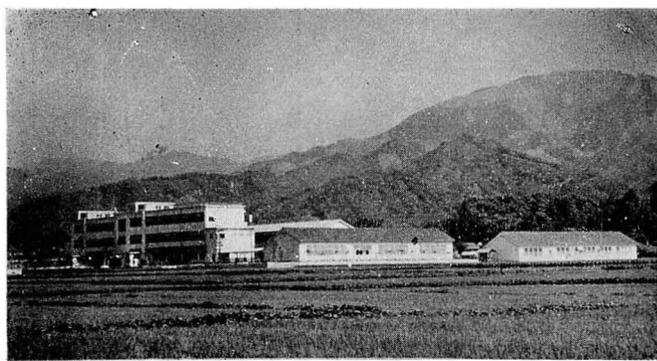
起 債	町 債	計
三、二二〇、〇〇〇円	四、七五一、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円

右の計画により、松山市の後藤種一設計士に設計を依頼し、同時に関係官庁へ補助陳情をした。

一、同年九月二十六日、国庫補助事業費の決定を受け、補助金八、一八一、〇〇〇円が内定するに及んで、昭和三十三年度事業工事として、延三二九坪の鉄筋コンクリート三階建を建築することとなり、六業者を指名し同年十一月十八日競争入札を実施した結果、一八、四〇〇、〇〇〇円にて大同建設株式会社が落札するところとなり、現場監督として一級建築士門田一清を雇傭、建築委員として松川玉樹、近藤安長、仙波親恵、相原寿秋、高岡繁市の各氏を委嘱し、十一月二十一日現場に於て地鎮祭を挙行した。

着工するや、季節は冬となり、寒風吹きすさぶ中にも着々進捗せられ、折から新年の初陽も現場にて拝するなど関係者一丸となり困難を克服し、春季を迎え五月二十六

日巍然たる白堊の教育殿堂が建設せられたのである。
一、昭和三十三年度事業として五月鉄筋コンクリート三階建三五七坪、木造校舎九九坪の国庫負担事業を申請する



川内中学校（昭和33年11月26日竣工）

2、生徒收容状況

第一期工事が完了したら三内中学の生徒を收容する予定であつたけれども、工事の変更等もあつて第二期工事が完成して昭和三十三年十一月十五日に全校生六七七人を一斉收容して統合した。豫て心配されていた地域的な対立感情というものは一つもなく融合一体の実を結んだ。通学不能の生徒の爲には旧川上村役場を改装して寄宿舎に充当した。主として滑川部落の生徒が寄宿した。

学校当局に於ても統合中学への意識統一淳美なる校風の樹立、地域社会の学校協力体制の確立といつたような点には特に力を入れて教育効果を挙げんと努力している。

3、昭和三十三年年度生徒の動向

一、修業者者

性別	学年		計
	一年	二年	
男	二二三	二二四	二二六
女	一八六	二一七	二〇五
計	二〇〇	二三三	四三三

二、卒業者とその動向

性別	状況		計
	卒業者数	進学者数	
男	一七七	六六	二四三
女	一三六	八三	二一九
計	三一二	一四九	四六一

進学状況

就職状況

進学校名	男女		計
	男	女	
高商高	7	13	20
高工高	2	2	4
高北高	10	1	11
高北高	24	25	49
高農高	1	0	1
高水産高	1	0	1
高附高	2	0	2
高雲高	2	0	2
高美高	7	0	7
高商(定)校	0	2	2
計	66	82	148

方面	男女		計
	男	女	
山治神知山庫阜	22	16	38
阪	8	6	14
松今京愛岡兵岐	11	18	29
0	0	2	2
0	0	1	1
0	0	2	2

職種	男女		計
	男	女	
工者	10	1	11
加事	4	16	20
織物製造	0	5	5
製製	5	0	5
業員	2	0	2
修理	3	12	15
美容	13	0	13
婦	0	2	2
計	41	40	81

二、教育委員会

1、川内村教育委員会 昭和三十年四月二十五日、川内村成立と共に、川内村教育委員会の選出委員四名が決定した。町村合併促進法の改正特例によつて選挙手続を省き旧

番村委員八名が、互選して四名を決定した。

川上地区 佐伯藤三郎、伊賀富美枝

三内地区 三河 孟、宇和川 一

但し任期は一ケ年であつて、議会選出の議員には、大西梅吉氏が選出せられ、ここに新村五名の教育委員が決定し、川内村教育委員会が成立した。

教育長は、永野正氏が任命せられた。

事務局職員の数数は三名である。

昭和三十一年六月三十日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）が公布され、十月一日から実施されることゝなつたので、新法によつて新しい教育委員会が発足した、昭和三十一年九月一日町制を布き、

2、川内町教育委員会 となつた。そして従来の委員公選制が廢止せられ首長の任命制によることになつて、本町に於ても町長によつて、十月一日新委員が任命せられた。

高須賀筆一 大字 北方 渡部 ミヤ 大字 南方

高岡 繁市 大字 則之内 門田 義策 大字 滑川

永野 正 松 山市

の五名である。

委員長 高須賀筆一 教育長 永野 正

委員長代理 高岡 繁市

昭和三十三年九月、教育委員の異動があつて次の如く決つた。

退任 永野 正 九月三十日 任期満了

辞任 門田 義策 同 辞任申出

同年十月一日任命次の如くなつた。

教育委員（委員長） 高岡 繁市 十月一日新任

同 教育長 仙波 直記 同

同 高須賀筆一

同 渡部 ミヤ

同 玉井 明憲 十月一日新任

昭和三十三年九月の改選によつて、

退任 玉井 明憲 九月三十日 任期満了

教育委員（委員長） 神野平五郎 十月一日新任

神野氏は不幸にして昭和三十四年一月一日死亡せられたので、同年一月十日東 太市氏が教育委員に任命せられた。

三、川内町青年団

青年団の沿革、昭和二十九年三内、川上両村の合併問題が興つて、町村合併促進法第五条の規定に基づいて、合併促進協議会を開いて、青年団もその列に加わり、旧川上村からは菅野斗清、池川八重子、旧三内村からは高須賀義則近藤たづえの四氏がその委員となつた。そして合併を目的

としての調査研究、公聴会、合併協議会を重ねる事数十回遂に昭和三十年四月二十五日目出度く合併して川内村となるや、青年団も川内村青年団として発足した。しかるに翌三十一年九月一日、周桑郡中川村滑川部落の編入合併となり、同時に町制を布き、ここに現在の川内町連合青年団が誕生した。

川内町連合青年団としての主要なる行事

年次	団長名	努力行事
昭和三〇年	近藤良吾	今までの青年団活動より一步前進文化的教養を身につける。考える青年をつくるために努力する。機関紙「仲間」発行
三一年	今井時義	スポーツ運動に熱を入れる。秋祭の際の暴力追放に力を入れる。平和愛好の青年団とする。原水爆禁止協力。世界青年学生平和友好会に青年代表をモスクワへ送るための資金カンパ
三三年	白戸寧	諸種の講習会を開く、機関紙発行。中学校落成式青年婦人大演芸会を開く。

昭和三十四年度の団長は梅崎讓氏である。

川内町連合青年団々則抜萃（総則より）

第二条 本団は団員各位の相互教育により社会人としての教養を高めると共に団員相互の親睦を図り社会の改善に努力することを目的とする。

第四条 本団は左の単位団より構成する。

河之内青年団、則之内、西谷、土谷、奥松瀬川、前松瀬川、町、北方、南方、滑川

第五条 本団は目的達成のため左の部を置く、但し必要に応じて代議員会の議決を得て増減することが出来る。

- 一、総務部 二、文化部 三、産業部 四、社会部 五、体育部 六、家政部 七、青年学級部

事業活動は年次行事計画表によつて着実に歩を続けている。

昭和三十四年度運動方針

- 一、明日の希望に燃え高潔の正義を愛する。
- 一、常に潑刺たる自主性に基いて活動する。
- 一、若い時代を健全に楽しもう。
- 一、組織の充実を計り他の団体との相互の親睦を期す。
- 一、相互教育により社会人としての教養を高めよう。

四、川内町婦人会

昭和三十年三内、川上両村が合併したので、旧三内村婦人会、旧川上村婦人会も合併して、川内村婦人会が誕生した。

さて村は一つになつても双方共、婦人会は始めてのお付

合だからと云う気兼や、遠慮も考えられたが、何が何んで
も一つ内間となつたのだから、旧村意識や、対立感情を持
つたりしてはいけぬと、会員相互の融和親善を目的の第一
に置いて発足した。

翌昭和三十一年九月一日、周桑郡中川村大字滑川地区が
編入合併せられ、同時に町制を布いて、川内町婦人会と名
称変更、更に内容も一段と精彩を加えた。

川内町婦人会々則

第一条 (名称)

本会は川内町婦人会と称し事務所を川内町教育委員会事務局に
置きます。

第二条 (目的)

本会は川内町の家庭婦人の団体と、「ともみがき」により婦人
の地位の向上を図り、明るく豊かな健康な川内町の町づくり
に貢献することを目的とします。

全町を東谷、西谷、土谷、南町、北松、奥松瀬川の六分会に分け
たが翌三十一年九月に滑川地区が編入合併となつたので、滑川分
会を置き七分会とした。

川内町婦人会役員名簿

年 度	会 長	副 会 長	備 考
昭和三十〇年度	近藤 嘉代	渡部 ミヤ	長井ヨリエ

第八章 消防施設の整備統合

三一年度	渡部 ミヤ	渡部 清子	佐伯マサヨ
三二年度	佐伯マサヨ	渡部 清子	近藤トミエ
三三年度	渡部 清子	田中 花子	近藤トミエ
三四年度	田中 花子	菅野サトエ	佐伯マサ子

川内町消防団 本部所在地

大字南方二八六番地
川内町役場内

我が川内町消防団は、旧村時代より其重要性に着目し、
改善強化に意を用い、特に昭和二十八年消防施設強化促進
法公布後は一層留意していたが、合併後は、同法を遵守し
以て消防施設とこれが運営については萬全を期するため、
一路強化に努め、これによつて消防団の責務の重大性にか
んがみ、尙且つ設備運営の合理化を図り、水難火災其の他
あらゆる災害に備えて真に実力ある消防団を育成し町民の
生命財産の保護の大目標に邁進しつつある。

本町に於ける消防団の現況は次の通りである。

一、川内町消防団条例

(通則)

第一条 消防団員(以下団員という。)の任免定員服務給与につ

いては、この条例の定めるところによる。

(任命)

第二条 消防団長及び副団長（以下団長及び副団長という。）は町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有するもの、中より町長の承認を得てこれを任命する。

一、本町に居住する年令満十八年以上五十年未満であること、
但し団長、副団長等にして特に必要があるときはこの限りでない。

二、団長の場合は町長、団員の場合は団長の求めに応じ志操堅固、身体強健であつて、団員たるものに足るものとして消防委員会、消防団役員会より推薦されたものであること。

(定員)

第三条 団員の定数は三一人とする。

(退職)

第四条 団員は、退職しようとする場合は、豫め文書を以て任命権者に願出で、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第五条 団員であつて、次の各号の一に該当する者があるときは、任命権者は消防委員会に諮問しその答申に基きこれを懲戒するものとする。

- 一、消防に関する法令条例又は規則に違反したとき。
 - 二、職務上の義務に違反し又、職務を怠つたとき。
 - 三、団員たるにふさわしくない非行があつたとき。
- 第六条 前条の懲戒は次の区別によりこれを行う。
- 一、免職
 - 二、停職
 - 三、戒告

停職は、一月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第七条 団員は団長の召集によつて出勤し服務するものとする。召集を受けない場合であっても、水災その他の災害の発生を知つたときは、豫め指定するところに従ひ直ちに出勤し服務に就かなければならない。

第八条 団員は火災警報発令中、その他特に必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり又は多数集合して飲食をしてはならない。

第九条 団員は次の事項を遵守しなければならない。

- 一、住民に対し常に水災の豫防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当る心構えを持たなければならない。
- 二、規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当らなければならない。
- 三、上下同僚の間、互いに相敬愛し礼節を重じ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- 四、職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け又はこれを請求する等があつてはならない。
- 五、職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- 六、団員は団又は団員の名義を以て特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- 七、消防団又は団員の名義を以て、みだりに寄附金を募り又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をして

はならない。

八、機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当り職務の外これを使用してはならない。

(給与)

第十条 団員には次の手当を支給する。

出場手当 一回 六十円 訓練手当 一回六十円

その他臨時必要と認めるもの

第十一条 職務によつて死亡し又は負傷した団員に対する給与は愛媛県消防団関係災害補償組合規約によるものとする。

附 則

第十二条 この条例は公布の日から施行する。

第十三条 この条例施行のときこの条例に抵触するものはその効力を失う。

条例第二十九号 昭和三十年七月二十日公布

二、消防団役員 (昭和三十五年一月一日現在)

団 長	佐伯伊達留	副団長	勇 市作
本部機械班長	大石 秀久	副班長	乗松 道久
第一分団長	宇高 英磨	副班長	佐伯 義見
第二分団長	近藤 甚吾	副 〃	近藤 寿一
第三分団長	八木 石松	副 〃	高須賀 茂
第四分団長	渡部 馨	副 〃	渡部 広春
第五分団長	大野 菊雄	副 〃	今井 勇
第六分団長	仙波 直之	副 〃	高橋 実
第七分団長	篠森徳太郎	副 〃	石谷 秀雄

第八分団長 大石 潔 副 〃 菅野 広志

新 任 第一分団長 佐伯 巧 副分団長 長我部昭一
第四分団長 曾我部 一

1、消防団員(各分団班別)現在数

分団別	分団		班				班機械	計
	長	副	第一	第二	第三	第四		
木 部	—	—	八	八	—	—	—	一七
第一分団	—	—	八	—	—	—	—	—
第二分団	—	—	九	—	—	—	—	—
第三分団	—	—	三	—	—	—	—	—
第四分団	—	—	三	—	—	—	—	—
第五分団	—	—	四	—	—	—	—	—
第六分団	—	—	三	—	—	—	—	—
第七分団	—	—	五	—	—	—	—	—
第八分団	—	—	三	—	—	—	—	—
計	九	九	三三	三	三	—	—	三三

三、設備事項

1、本分団消防備品一覽表 (本部 位置南方字市場二八六番地)

種 別	数量	購 入		備 考	種 別	数量	購 入		備 考
		年 月 日	年 月 日				年 月 日	年 月 日	
團 旗	一	昭和三三・九・二			ス パ ッ ツ	六	昭和三三・八・二		
ラ イ ト	二二六・〇・三				消防長法服	二	昭和三三・六・二五		

消防 主任・法服	一 元・六・二・五	普通ズボン	一 元・一〇・四
副団長 " 上服	二 " "	ハツピ 幹部帽子	五 " "
分団長 " " 引	一 " "	電話器	一 " "
	六 元・一〇・四	拍子木	一 元・八・一

2、各分団消防備品一覽表(各分団總計)

種別	數量	購 入 年 月 日	備考	種別	數量	購 入 年 月 日	備考
消防ポンプ	一五			腕用台車	二		
ポンプ台車	一四			吸管	二〇		
吸管	四三			"	元		
ホース	八五			"	二		
管操口	二五			"	二〇		
普通ノズル	二五			消防用雨衣	二		
噴霧ノズル	二			防火ツキン	七		
蓑口	五			双股ホース	一		
水槽	六			手動サイレン	一		
燃料携行缶	三			サス又	一		
ロープ	二〇			ツチ	二		
工具	九個			担架	一		
かま	九つ			鉄杭	四		
消防服	三三			ガスマスク	二		
帽子	三五			くま	一		
腕用ポンプ	二			じうご	二		

3、藏置所

番 号	施設 所 属 分 団	建設年月	構造	耐用 年 数	坪数	所在地	備考
1	第一分団	昭三・六・五	木造	吾年	六坪	則之内石原	国道改修 により移
2	第二分団	大三・四・五	"	吾年	八坪	河之内音田	
3	第二分団	昭八・〇・一	"	吾年	四坪	河之内狩場	
4	第二分団	昭七・五・六	"	吾年	四坪	河之内日浦	
5	第二分団	昭五・〇・一	"	吾年	四・五坪	河之内間屋	
6	第三分団	昭五・四・〇	"	吾年	三坪	則之内惣田谷	
7	第三分団	昭一五・四・五	"	吾年	三坪	井内蔵元	
8	第三分団	昭二五・一・〇	"	吾年	二坪	井内六地藏	
9	第四分団	昭一三・〇・三	"	吾年	一〇坪	河之内土谷	
10	第四分団	昭二・三・〇	"	吾年	一階	滑川下仲屋	
11	第五分団	昭一三・四・五	"	吾年	三坪	松瀬川椽皮	
12	第六分団	昭二六・四・一	"	吾年	三坪	南方市場	
13	第七分団	昭二七・四・一	"	吾年	三坪	北方原沖	
14	第七分団	昭四・四・〇	"	吾年	三坪	北方下沖	
15	第八分団	昭三・三・八	"	吾年	三坪	南方齊院木	
16	第八分団	昭二六・四・一	"	吾年	三坪	南方北八幡	
17	第六分団	昭二七・〇・〇	"	吾年	五坪	国保診療所前	
18	本部	昭三・四・一	"	吾年	五坪	市場、役場	
19	第一分団	昭四・三・一	"	吾年	二坪	則之内徳吉	
20	第三分団	昭三・九・七	"	吾年	二坪	井内大平	
21	第八分団	昭三・四・一	"	吾年	三坪	北方古市	

4、警 鐘 台

施設 番号	所属分団	建設年月日	構造	耐用 年数	坪数	所 在 地	備考
1	第一分団	昭二五・四	一鉄筋二〇年		一〇米	則之内石原	
2	第一分団	昭二四・四	一鉄筋二〇年		一〇米	則之内徳吉	
3	第二分団	昭三〇・四	一鉄筋二〇年		一〇米	河之内音田	
4	第二分団	昭三〇・三	一鉄筋二〇年		一〇米	河之内狩場	
5	第二分団	昭三〇・四	一鉄筋二〇年		一〇米	河之内日浦	
6	第二分団	昭三〇・二	五鉄筋二〇年		一〇米	河之内間屋	
7	第三分団	昭二五・三	五鉄筋二〇年		一〇米	則之内和田丸	
8	第三分団	昭三〇・四	二鉄筋二〇年		一〇米	則之内惣田谷	
9	第三分団	昭二五・八	二鉄筋二〇年		一〇米	井内蔵元	
10	第三分団	昭二五・三	二鉄筋二〇年		一〇米	井内黒岩	
11	第三分団	昭二五・三	三鉄筋二〇年		一〇米	井内仲屋	
12	第三分団	昭二五・四	三木造二〇年		七・五米	井内大平	
13	第四分団	昭二四・四	一木造二〇年		七米	河之内落出	
14	第四分団	昭二五・二	四木造二〇年		七米	滑川下仲屋	
15	第五分団	昭二五・四	五木造二〇年		二米	松瀬川松皮	
16	第六分団	昭二六・四	一木造二〇年		八米	南方市場	
17	第六分団	昭二〇・一	一鉄筋二〇年		三米	則之内一ヶ谷	
18	第七分団	昭二五・四	一木造二〇年		八米	北方原沖	
19	第七分団	昭二四・四	一鉄筋二〇年		二米	北方下沖	
20	第八分団	昭一八・三	二木造二〇年		八米	南方斎院木	
21	第八分団	昭三〇・八	一鉄筋二〇年		一〇米	南方曲里	

5、防 火 水 槽

施設 番号	所属分団	建設年月日	構造	耐用 年数	貯水量 石	所 在 地	備 考
1	第一分団	昭三〇・六	三鉄筋	一〇年	一〇〇	東谷小学校	プール併用 二〇〇立米
2	第二分団	昭三〇・三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	間屋	二〇立米
3	第二分団	昭三〇・三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	間屋大屋敷	二〇立米
4	第六分団	昭三〇・二	一〇〇	一〇〇	二〇〇	宮東	五〇立米
5	第六分団	昭二四・一	一〇〇	一〇〇	二〇〇	直営診療所	四〇立米
6	第六分団	昭二六・九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三内中学校	三・五立米
7	第八分団	昭三〇・二	一〇〇	一〇〇	三〇〇	茶堂	五・七立米
8	第六分団	昭二六・九	五〇	五〇	四〇〇	名越座前	八立米

6、詰 所

施設 番号	所属分団	建設年月日	構造	耐用 年数	坪数	所 在 地	備 考
1	第七分団	昭二七・四	一木造	五〇年	三坪	原沖	
2	第七分団	昭三〇・四	二木造	五〇年	一五坪	下沖	
3	第八分団	昭三〇・二	一木造	五〇年	三坪	川上農協	

7、各分団管内世帯数及び人口調(昭三〇二月末)

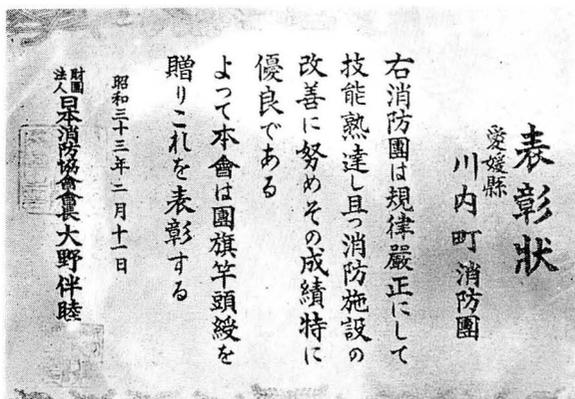
分団別	部 落	世帯数	人 口	分団別	部 落	世帯数	人 口
第一分団	徳吉	四九	二九七	第二分団	問屋	四六	二六八
	則北	三三	一九三		日浦	三三	二三五
小計	永野	八二	五九〇	小計	音田	六三	三六四
		一〇	二四五			二一	一〇九七

団分六第		団分五第				団分四第		団分三第			
小計	市天宮西横保一鳥 原場神東組灘免ケノ 子	小計	相三音松添川水上上 之軒三松添川水上上 谷屋田皮谷筋越段成	小計		土" "滑川 谷上中下	小計	" " "井内 上中西下	惣田和 谷田丸 上下		
三七	八三六四三三三三三 二八五九三三三三三	一四九	一六三二二四三三六 六四三三三三三三三	二五三	八三六四三三三三三	二〇三	三三三三三三三三三	二〇三	三三三三三三三三三	二〇三	
一、七〇	三三三三三三三三三 四八五七二八六一二	八六〇	二〇六六九七二八九 六四三三三三三三三	一、三三三	四四三三三三三三三	一、〇六七	一八三三四五八二九 六三三四五八二九三	一、〇六七	一八三三四五八二九 六三三四五八二九三	一、〇六七	
總計	団分八第				団分七第						
小計	吉曲八北茶 久里万万堂 森	道板竹西下上猪下上 之古古古之海 向戸鼻市市市市上	小計		齊高上下下小中宮東西且原宝西ノ 院木砂沖町坂町西村ノ上沖泉側	小計		齊高上下下小中宮東西且原宝西ノ 院木砂沖町坂町西村ノ上沖泉側			
二、三四	四三七	五三三七三六四一三 三三三三三三三三三	一三三三三三三三三	二五三七三三三三三	四七	九六五三三三三三三	二〇三	三三三三三三三三三	二〇三		
二、八六九	二、三〇六	二八七九八七七八 一〇九七九六四四七	二二九四四七〇一 二二九四四七〇一	二一八四四	二、三三五	一八三三四五八二九 六三三四五八二九三	一、〇六七	一八三三四五八二九 六三三四五八二九三	一、〇六七		

四、川内町消防団表彰さる

昭和三十一年一月九日東温五ヶ村連合消防団出初式を川内村川上小学校に於て開催、愛媛県知事賞として施設充実賞を受けた。尚県消防協会長よりも同様表彰された。

その後昭和三十年には全国消防協会長からも同様表彰を受けた。



第九章 衛生施設の整備統合

一、川内町国民健康保険

1、川内町国民健康保険事業

昭和三十年四月二十五日、川上、三内両村が合併して、川内村となつたとき、国民健康保険事業は、引き続き実施することになつて、その運営内容は旧三内村の国民健康保険条例に基くことと定めた。

昭和三十一年四月一日、国民健康保険条例改正を行つて従来の一割給付を五割給付に引下げ、給付期間を三ヶ年とすることと改めた。しかるに一般会計からの繰入を減ずるため、止むなく条例改正を行い、保険税の増額を行つた。

一世帯平均 二、五四〇円（前年度九二八円）

昭和三十三年十月一日、厚生省告示第一七七号をもつて、社会保険診療報酬点数の改正が行われ、甲点数表、乙点数表により算定されることになつた。

一点単価 十円（改正前十一円五拾銭）

点数の改正に伴い診療報酬の増高となるため、これが財源を保

険税によることとし、第三期、第四期分により約一・一割の増税を行う、一世帯二、九一七円。

昭和三十四年一月一日法律第一九二号を以つて、国民健康保険法の全部を改正する法律が公布された。新法の施行に伴い特に改められた点は、本町の永年実施して来た一部負担金の保険者徴収制度を、窓口徴収制度に切替えることとなり、昭和三十四年度から実施する。

2、川内町直営診療所

旧三内村当時設置せられた直営診療所は、合併に伴い移管、川内村直営診療所に改め、初代所長小川医師を中心に事業は継続される。医師一名、看護婦二名、小使一名。

しかるに合併によつて地域の拡大により、診療の向上を図るため、医師及び看護婦の増員を行つた。それで医師二名、看護婦三名、小使一名となる。

昭和三十二年五月、兼ねて申請中であつた、患者輸送用自動車の認可指令があり、補助金三十万円の交付を受け、町負担金六十一万五千円と、合せて九十二万五千円をもつて、五七年式RR一七型マスターライン小型四輪車を購入、町内一般患者の輸送に努める。自動車購入に伴い運転手一名を採用配置する。

昭和三十三年七月、小川所長退職に伴い、職員刷新を行
い医師一名、看護婦二名、事務職員一名、運転手一名とす
る。後任所長鈴木大策（熊本医大卒）専門科目は外科及産
婦人科である。

同時に医療機械器具の補充約四十万円を一般会計より繰
入れ購入した。

二、川内町母子衛生実践会

母子衛生実践会と云うのは、母親に対する衛生教育の一
つで、妊婦に対して妊婦、分娩、産褥中の摂制生活とか、
生れて来た赤ちゃんの育児についての知識や実際の取扱
方を教え、又出産に対する準備を整えさせて、非衛生的な
迷信や、古い習慣に惑わされしないで、科学的な保健生活
をさせ、健康な赤ちゃんを分娩させるため、妊婦に対する指
導をすること等を目的としている。

川内町母子衛生実践会の状態は

一、発端 昭和三十一年五月二十五日「厚生省の指定」によつ
て横瀬母子愛育会ができた。町当局と横瀬地区母親は熱心に研
究実践を積んで立派な成果をあげていた。これが川内母子衛生
の誘導体となつた。

二、発足 昭和三十三年四月一日川内町母子衛生実践会が指定

せられた。「愛媛県指定」。従つて横瀬母子愛育会は川内町母
子衛生実践会前松地区母子衛生実践会となつた。

三、発会式 昭和三十三年五月十日川内町母子衛生実践会本会が
川上小学校講堂に於て結成発会せられた。

次に同年七月滑川地区をトップに八月井内地区を最後として、
全町に地区（何々地区母子衛生実践会）、を結成した。即ち河
之内、則之内東、則之内西、井内、土谷、滑川、奥松瀬川、前
松瀬川、北方東部、北方西部、南方東部、南方西部、町東部、
町西部、の十四地区である。

四、目的 母子衛生を中心とした衛生思想の普及向上及び実践
を計り地区住民の健康増進に努め以つて社会の福祉に貢献せし
める。

五、事業 1、妊産婦、乳幼児、保健衛生の改善 2、受胎調
節の普及 3、鼠族及び衛生害虫の駆除 4、定期衛生検査と
清掃 5、公衆衛生思想の普及啓発並に実践事項の徹底 6、
その他本会の目的を達成するために必要な事項。

六、役員 本会会長（川内町長）、副会長（川内婦人会長）、
対策部員（支部長）、班長（婦人班長）、地区会長（区長又は
区の推薦）、地区副会長（婦人会支部長）

七、実践事業

昭和三十三年度

- 1、本会及び地区実践会、ユニセフミルク毎月配給
- 2、会員研修（壬生川町吉岡地区見学三五〇名）
- 3、地区役員研修、助産婦研修

4、乳幼児検診四二回、妊産婦検診一四回、栄養講座十七回

5、精神衛生講座十九回家族計画指導十四回

6、寄生虫検査一般三、七〇〇名、全町学童二回

昭和三十四年度

母子衛生研究大会を川内町家政学校にて開催

久松愛媛県知事以下北条、松山、温泉の各地区指導者及び本

会役職員 計四〇〇名が参加

八、本会の予算 昭和三三年度二三九、六〇〇円、同三十四年度三

三三、八〇〇円。

第十章 厚生施設の整備

充実

一、川内公園

町民の娯楽保健のためと観光施設として、川内公園
白猪滝、等方ダムを結ぶコースを、昭和三十二年度よ
り五ヶ年計画をもつて整備充実をする。

天神山附近の公園施設計画を樹立して、松山観光ゴ
ルフ株式会社と連繫し、総面積二十一町五反八畝歩、
俗称「平ヶ峠」の地にゴルフ場を併設、其の施設の総
ては、松山観光ゴルフ株式会社が負担し、昭和三十二

年八月起工、総工費六千万円で、同三十二年十月に大体の
工事を終つた。

其の起工式に際しては、高松宮殿下の御来臨を賜わつ
た。即ち、昭和三十二年八月六日午前九時四十分、松山空
港に御着、清瀬元文部大臣、久松愛媛県知事供奉して、一
路川内町にお出になつた。

十時半頃、横河原までお出迎えしていた大窪町長が、御先

嚴寒の白猪ノ滝



導して町民多数の奉迎している国道を、川内公園起工式場
に向わせられたのである。

又吹上池周辺に、水面々積を合せ、約七町歩に及ぶ川内



川内公園吹上池

公園が出来て、公園には四百五十本の桜、五十本の柳、五百株のツツジを植栽し、場内に児童遊園地を設け、多数の遊具を設備し、休憩舎展望台等を設置した。

「松山観

光ゴルフ株式会社」は

松山市が国

際観光温泉

文化都市で

あるので、

其の観光施

設の一環と

して、附近

にゴルフ場

を設置した

いと云う事

から、この

川内公園を

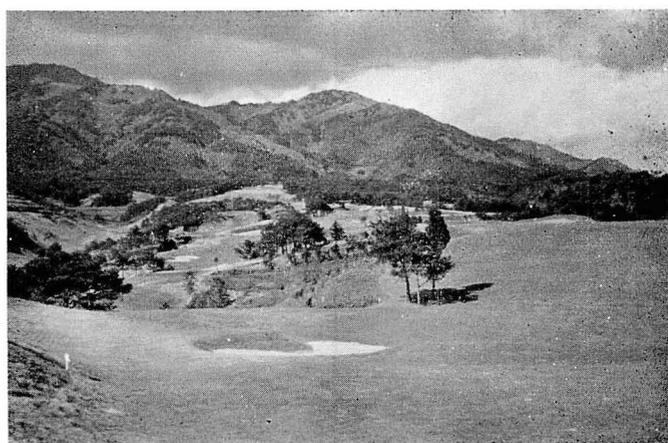
候補地とし

て、専門家

に調査せしめたところ、好条件との事で地元関係者の協力

によつて、この建設は進められた。

ゴルフ場の運営は、別に会員制の松山観光ゴルフ倶楽部



松山観光ゴルフ場

があつて、その方で担当している。昭和三十三年七月一日
仮使用、同年十一月三日正式開場した。

場内の敷地約十萬坪、毛氈を布いたような緑地帯に、九
ホールのコースである。

松山市の東南約十八キロの地点にあり、道後及び松山か
らは幅八米の舗装道路が通じていて、約二十五分で到達の
距離にあり、川内盆地内の小丘陵地であつて、東南に四国
山脈の連山を囲らし、四時の風光絶佳にして、西方道後平
野を見はるかすところ、紺碧の瀬戸内海に、白帆の点々と
浮かぶさまは、目も覚めるばかりである。

ゴルフに来る人一日数十人、県内は勿論、阪神、中国辺
からも見える。適度な地形の起伏は、コースに変化があつ
て、初心者にも熟練者にも倦むことを知らないで、まこと
に理想的なゴルフ場である。

又一般人の公園に行楽する数も頗る多い。

二、社会福祉

(一) 生活保護

昭和二十一年十二月、方面委員に代つて新たに民生委員
が配置されることとなり、本町に於ては十七名の委員が選

任されて別表にある如く、担当地区の活動をしている。一
方民生委員が中心となつて、その活動をより効果的に、ま
た地域社会の福祉増進を、その地区住民の、関心と協力に
よつて、社会福祉協議会が結成され共同募金運動、戦死者
慰霊祭、敬老会等が行われている。

(参考) 昭和三十三年要援護世帯生活実態調査表

総世帯数	一五三	身障外引	
要援護世帯数	一〇四	害揚職離	
同右人員	一〇七	者職者	
		人軍員復	
		族家人軍	
		者外守在留	
	一	族	
	元	人軍傷	
	五	活生般一	
	六	者生窮困	
	一三	計	二六

(二) 児童福祉

児童福祉増進が唱へられる様になつたのは、終戦後のこ
とで、昭和二十二年十二月に設けられた児童福祉法、同二
十六年五月五日制定された児童憲章、五月五日「子供日」
の設定等一連の動きは、何れも児童の人格を尊重し、児童
を心身ともに、すこやかに育成するという精神をくんで行
われたものである。

本町では、児童福祉法に基き、その事業の一端として左の様に奨励に努めた。各地区の区長、婦人会、PTA、等相い協力して年中行事として子供の日五月五日は、各区毎に随意に学芸会、講話、運動会、遠足等盛に行われている。其の外VYSの活動の普及、戦前各部落毎に行われていた託児所の開設等の再開の声もないが其の時期に到達していない。

(三) 身体障害者福祉

昭和二十四年十二月、身体障害者福祉法が公布されてこれに基き、身体障害者手帳を交付すると共に、其の更正が図られている。本町の昭和三十三年度末の身体障害者数は成年者一四〇(男一〇四女三六)、未成年者一九名(男八女一一)計一五二名である。

川内町身体障害者協会の誕生

昭和三十二年四月二十九日、会則が作られて実施する事になった。其の目的は、会員相互の親睦と、福祉増進を図り、以て相互扶助、自力更生を期し、生活の文化的向上を図ることを目的とする。(其の他略)

会員八十三名 役員会長以下、副会長、顧問、幹事、理事、約十四名。

川内町協働会

本会は身体障害者を以て組織するものにして多くは身体障害者手帳を所持する者の同志が相よつて昭和三十二年四月結成したるものを協働会と称する。

其の会則の一部を記して見ると左の様になつてゐる。

第一章 総 則

第一条 本会は川内町身体障害者協働会と称す

第二条 本会は事務所を川内町役場内に置く

第二章 組 織

第三条 本会は川内町に居住する身体障害者を以て組織する。但し身体障害者手帳所持者

第三章 目 的

第四条 本会は会員相互の親睦と福祉増進を図り以て相互扶助、自力更生を期し生活の文化的向上を図ることを目的とする。

第四章 事 業

第五条 本会は前条の目的を達成する為に左の事業を行う。

(一) 会員相互の心身の練磨資質の向上を図るに必要な事項

(二) 経済的、社会的、地位の向上を図るに必要な事項

1、身上相談に関する事項

2、生活援護を目的とした各種の事項

(三) 福祉更生、活動の促進に関する事項

(四) 其の他本会の目的達成に必要な事項

第五章 機 構

第六条 本会に左の役員を置く

(一) 会長 一名 (二) 副会長 二名 (三) 会計 一名 (四) 理事 十一名

(五) 監事 二名 (六) 評議員 若干名

中 略

一、本会の会員は八十三名

当時選任の役員は次の通り

会 長 佐伯勇三郎

副会長 高木 義一 菅野 勝

監 事 神野 正策 河合 正夫

理 事 高須 貞弘 細川 光義 高須賀玉記

田中 信敦 菅野 豊典 日野 一雄

浅野 良雄 渡部 金雄

顧問 佐伯 正春

本会則は昭和三十三年四月二十九日より実施する。

(四) 共同募金

国民たすけあい運動として、昭和二十二年より共同募金運動が始められたが、初年度は本町民に真義があまり理解されていなかったので、町村の係員は相当困難したが、次第に理解し、区長婦人会の多大の協力も手伝って募金の目標を達成したのであつた。以来本町に於ける募金成績は順調に行はれている。

昭和三十一年度共同募金成績

本年度本町割当額 十万一千七百円

同 達成額 十万八千六百九十五円(小学校、中学校協力特別寄附入)

(五) 民生委員 児童委員

「民生委員、児童委員」とは、民生委員、児童委員は兼

務として任期は三年にて、その間隣人愛をもつてその力を

社会福祉の増進に捧げ、誠意を以て、あらゆる生活上の相

談に応じ、その更生を援け、全ての人々と相協力し明朗で

健全な地域社会の建設に努めるを信条として社会奉仕の精

神をもつて保護指導のことに当り、常に担当区域の住民の

生活状態や、問題のある世帯や児童をあらゆる方法により

実情を把握し、常に明るい社会構成に、児童の健全な育成

に、考慮し努力し、無差別平等の手を指し延べて見守つて

居るから、若し生活に窮したとか子供の教育費の問題や病

気になり、医療費の問題、又は生業に必要な資金など、あ

らゆる生活に困窮する問題は必ず担当地区の民生委員に相

談すれば、生活に困窮する人々に必要な保護を行い、更に

進んでその自立をも扶助する愛の手をさし延べ、あなたも、

わたしも、幸せにするのが民生委員である。

民生委員児童委員担当表は次の様になつている。

(昭和三十四年度)

住所	氏名	担当地区
井内西	戒能ふみ子	井内上、井内中、井内西
惣田谷	戒能 茂	惣田谷上下、井内下
保免	佐伯寿太郎	保免、和田丸
則之内北	亀田いさ子	則之内北南、徳吉
永野	宇和川 要	永野、一ヶ谷
日浦	近藤 嘉代	日浦、音田
問屋	村上 倅美	問屋、狩場
土谷	曾我部音蔵	土谷、相之谷
滑川	渡部 米蔵	滑川全域、伊之曾
三軒屋	橋木としよ	奥松瀬川全域
横瀬	渋谷忠一郎	前松瀬川、宮東、宮西
宝泉	高須賀 巽	宝泉、西ノ側、原沖、且ノ上
上古市	渡部 経広	海上、上下、西古市、東西中村、茶堂
天神	越智 ふさ	天神、市場
中ノ町	渡部 高義	中ノ町、小坂、下ノ町、高木、下沖
上砂	杉原 英一	上砂、サヤノ木、竹ノ鼻、森
八幡	渡部 幸	北八万、八万、道向、板戸、吉久、曲里

三、川内町敬老会

旧村時代から三内、川上、滑川の各地区とも敬老会を催

して来たが、合併後も此の美風は存続せられ、三内地区は従前の如く、五つの氏神社に氏子の満七十歳以上の老人を招待して、敬老の誠をつくしている。川上及滑川地区に於ては、主として婦人会後援の下に、前同様老人を招待して、心からなる饗応、余興等を開催して、老先短い人々を労わり慰さめる。多くは陽春の頃に、敬老会の日を開いている。川内町としても、満七十五歳以上の老人に、金三百円宛の補助金を出して此の美風の奨励をしている。

1、川内町敬老年金給付条例

昭和三十三年度から川内町に於ては敬老の誠を致すために、国家の養老年金制度の魁として川内町敬老年金給付条例と云うものが出来た。町内に在住する満八十五歳以上の老人に対し一人一箇年金二千円を支給することとなつた。

(条例の目的)

第一条 この条例は、川内町居住の高令者に対し敬老と長寿を祝ふし敬老年金(以下「年金」と云う)の給付を行いその家庭の平和と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(年金額)

第二条 年金の給付額は年額二、〇〇〇円とする。

2、年金の受給資格の発生喪失等のため受給資格を有する期間が一ヶ年に満たないときは、年金の年額の十二分の一に当該期間

の月数を乗じて得た額を支給する。

(受給資格)

第三条 年金の受給資格は、本町に一ケ年以上住所を有する年令満八十五才以上の本町住民とする。

但し、本町に引続き一ケ年以上住所を有していたものが町外の養老施設に収容されている場合は本町住民とみなすことができる。

(受給資格の確認)

第四条 受給資格を取得したものは、受給資格発生の旨を町長に届け出で其の確認を受けなければならない。

2、町長は、前項の確認を与えたときは別に定める年金証書を交付しなければならない。

(年金の給付)

第五条 年金は第三条に規定する受給資格者その者に支給する。

(費用の負担)

第六条 この条例に基く運営の事務費及び給付に要する費用はすべて町の負担とする。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 記

この条例は昭和三十三年四月一日から施行する。

川内町敬老年金給付条例施行細則は別に定める。(略)

四、川内町老友会

川内町老友会は、川内町に在住する満六十五歳以上の老

人の会であつて、昭和三十一年民生委員会が、川内町老人の福祉のために、老人有志と協議会を開催して、昭和三十三年五月二十一日、三内中学校講堂に於て結成せられた。

昭和三十三年四月には、全町から男女四八〇人の会員加入があつた。老人と言えば、一応為すべき事を仕終らせた人で、静かに最後の余生を送るべき人達である。とも考えられるが、各人の倅は矩を一にせず、老人となつても家計の気遣をせねばならぬ人もあるし、家業の中心となつて働かねばならぬ人もあるであろう。その「世渡り」の道は別として、老人同志の語り合によつて、相互に身の上を慰め合い、労わり合い、ともすれば荒み勝ちな世を憂え、老たりと雖も一鞭くれて、世のために尽したいと言うのが念願である。

加入した老人には、会員証を發行している。又町内及び松山の一部商店街の老人サービス商店、三十二戸からは一割乃至三割の商品割引契約も出来ている。

昭和三十三年五月には創立総会を開催、同年九月老人の日に第二回総会を開催して、温泉郡一の長寿者仙波ジツ(横灘)百一歳の表彰をなし、久松愛媛県知事の祝詞があ

つて、川内老友会の歴史に光彩を副えた。爾來總會は毎年九月十五日と定められた。分会を十四地区に分け支部を各小学校に置き支部總會を年一回開催している。会員は目下六百三十人位で会長三津山保太郎氏、副会長橋本平太郎氏、竹内茂助氏である。

五、川内町遺族会

旧三内村遺族会、旧川上村遺族会が合併し、更に滑川部落遺族会が合併して、川内町遺族会となつた。正しくは、愛媛県遺族会川内町部会と呼ぶのである。

県には愛媛県遺族会があつて、温泉支部があり、川内町部会がある。云うまでもなく日清、日露以来の戦争犠牲者及び社会公共のための、殉職者の遺族、並に其の關係者を会員とした団体をもつて組織している。

国家の爲とは言え、若き身空で戦場の露と散華した人々、その帰還を待ちわびていた親、或は多くの子供を抱えて、途方にくれている妻子等の、誠に気の毒な人々の集りが遺族会である。これ等の人々が互に身の上を語り合い、慰め合い、疲わり合い、励まし合い、扶け合つて、今はなき夫や親や子の面影を胸に抱いて、暗い人生と戦い乍ら、生活

し、更正し、子女の教育をして行く、けなげな人々の集団である。

川内町遺族会の目的とするところは、

一、本会は会員相互の互助精神に基き、遺族たるの名譽を保持し子弟の教養、生活の安定を図り、新興日本の再建に寄与するを以て目的とする。

一、本会は前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 1、靖国神社、御幸神社の祭祀を維持すること。
- 2、全員相互の連絡を図り戦争犠牲者の祭祀を行うこと。
- 3、子女の教養、生活の安定に関し措置を講ずること。
- 4、関係官庁及団体との連絡を計り、目的達成に努むること。
- 5、其の他目的の達成に必要な事業を営むこと。

其の他

- 1、川内町遺族会事務所は川内町役場に置く。
- 2、現在会員数三七三名である。
- 3、役員会長佐伯正春、副会長高須賀筆一、各区に理事を置いて連絡をとつている。

六、川内町忠霊塔附属設備の建設

三内、川上両村が合併して、新川内町が生れ、各種の団体も順次合併せられた。遺族会に於ても両村遺族の合意によつて、合併せられ川内町遺族会となつたのであるが、當時三内村側から、川上地区戦歿勇士の英靈を、既設の三内

忠霊塔に合祀の相談があつたので、川上地区遺族会も全員一致の賛成によつて、夫まで応観寺仮堂に安置してあつた英霊を、悉く合祀することになつたのである。

ところが三内の忠霊塔は、数年前村費並に遺族、有志等の出資によつて、立派な忠霊塔が出来ていたので、川上地区に於ても何か附属の設備を建設したいと、昭和三十一年二月十二日有志者協議の上、第一回世話人会を開いて、滑川地区の英霊合祀も決定して、工事の爲の寄附金を募集する事となつた。建設委員の代表には、三津山保太郎氏が選ばれた。

工事の主なるものは忠霊塔前庭下、土留工事、玉垣造営、常夜塔設置等均齊のとれた見違えるように立派な造営ができて、昭和三十二年五月十二日合同後第二回の慰霊祭が行われ、茲に川内町全体の戦歿勇士四百余柱の英霊が川内町

忠霊塔に神鎮まる事になつたのである。

建設決算書

一、収入の部 金四一七、一四二円 寄附金
二、支出の部 金四一二、四五八円

内訳

- 1、燈籠建設費 九五、二八八円
- 2、玉垣工事費 一七三、六一〇円
- 3、英霊諸費 四九、〇六〇円
- 4、土留工事費 六一、〇〇〇円
- 5、雑費 三三、五〇〇円

右収支差引残金四、六八四円也、川内町遺族会へ寄附尚、此の設備は川内町議会により寄附採納せられ、川内町有財産となつた。

第十一章 川内町神社仏閣

一、川内町神社総覧

部落名	神社名	祭神	備考 (古記録概略)
大字南方、川上	川上神社	宇迦之御魂神外四柱	久米郡、北方村古宮より應永年中此の地に奉遷旧川上大宮五社大明神三村の氏宮
大字松瀬川	五柱神社	武甕槌命外四柱	天正十八年合祀、奥大明神と号す。宝歴九年再建、五柱大明神と改称す。

二、川内町寺院総覧

大字北方、海上	三島神社	大山積命	大三島大山積命を勧請すと、河野氏一族和田氏尊崇すと云ふ。
大字北方、北揚	揚神社	武速須佐之男尊	天平七年再建立棟札神田附、旧揚天王宮とも云ふ古社なり。
大字南方八幡森	森正八幡神社	誉田別命外二柱	慶長十七年加藤嘉明修理あり。万治三年社殿再建ありと。
大字南方竹ノ鼻	熊野神社	速玉男命外三柱	應永二年紀州熊野神社を勧請。
大字吉久、宮ノ西	吉井神社	速玉男命外二柱	旧浮穴郡吉井郷横滝権現を此の地に奉遷し郷名を以て吉井神社と改称す。
大字河之内宮ノ元	惣河内神社	正哉吾勝々速日天之忍 穗耳命、外七柱	往昔より河之内村氏宮として里人の崇敬厚く天正年中名越城主奉幣祈願の社なり。
大字河之内宮ノ元	雨滝神社	大山積命外二柱	雨乙祈禱例式明治四年惣河内神社に合祀させる。
大字河之内宮ノ元	金刀比羅神社	大物主命	本社は字名越にありしが明治十四年九月此の地に奉遷す。
大字河之内土谷	三島神社	大山積命	河野氏領内東堡中山城築き族人を居らしむに当り大山積命を勧請云々
大字則之内宮ノ元	氏之宮三島神社	大山積命外二柱	大山積命を勧請して氏之宮大明神と称す。此里に住める氏族氏神と崇敬し奉る。
大字則之内三島	三島神社	大山積命外三柱	越智郡大山積大明神第一の勧請にして諸材等大三島にて切組造営せしと云ふ。
大字井内氏宮	吉井神社	多記理比売命外七柱	旧惣河内八社大明神と称す。明治三年吉井神社と改称す。
大字滑川字仲屋	総河内神社	思姫命外七柱	旧滑川部落の氏宮にして総河内大明神と号す。氏子数は七五世帯ありと云ふ。
大字滑川字郷	白山神社	速玉男命外四柱	旧滑川地区住民の氏神にして戸数四十五世帯ありと云ふ。
寺院名	本尊	宗派	所在
医王寺	薬師如来	真言宗	大宮北方、宝泉
岡之坊	千手観音	真言宗	大宮北方、宝泉
			備考
			大宝二年僧行基開山なりという。 慶長年間加藤嘉明仁王門再建す。 慶長十二年長伝阿闍梨開山なりという。

上福寺	釈迦如来	真言宗	大字松瀬川小松	神龜年間草創玉純の建營なりという。協立の不動明王の持てる槍には天文五年とある。
大興寺	聖觀世音	禪宗	大字北方且ノ上	建長年間克仁禪師開山にして河野家建立なりという。
南昌寺	如意輪觀世音	禪宗	大字南方竹ノ鼻	南明禪師を請して開山すという。
長泉寺	十一面觀世音	禪宗	大字吉久	延享元年鷲嶽知仁和尚再建
應觀寺	弘法大師	真言宗	大字南方市場	寛永十四年秀譽和尚入山せし寺なりという。
中山寺	青面金剛	天台宗	大字南方市場	天台宗寺門派園城寺末流
安国寺	薬師如来	禪宗	大字則之内一ヶ谷	歴應年間足利尊氏六十余州各国に六十六寺を建立し其の一つの寺という。
善城寺	延命地藏尊	真言宗	大字井内仲屋	文中年間の創營なりという。
金毘羅寺	不動明王	真言宗	大字河之内名越	往古声明寺と唱うる慶長年中加藤嘉明崇敬厚く祈願所なりとい
光明寺	阿弥陀如来	真言宗	大字滑川仲屋	大同年間弘法大師開基なりともいう。
昌禪寺	薬師如来	真言宗	大字滑川弥助成	往古大寺院なりしも今は光明寺境外薬師堂